

# 京都市市民参加推進計画の取組状況一覧

資料 4

計画番号	項目名	事業名
1	審議会の公開と審議日程や内容等の情報提供の推進	環境審議会温暖化対策検討部会
		京都市大規模小売店舗立地審議会
		京都市公共事業再評価委員会
2	審議会委員の公募の推進	環境審議会温暖化対策検討部会
		京都市男女共同参画審議会
		京都市民長寿すこやかプラン推進協議会
3	幅広い市民層からの審議会委員への参加促進	審議会等への女性の登用促進
4	公開フォーラムなどを通じた市民意見の反映	地球温暖化対策条例を考える市民会議
		新「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」(仮称)の策定
5	パブリック・コメント(重要な施策への市民意見募集)の制度化	地球温暖化対策条例
		法定外公共物の管理に関する条例
6	アンケート、モニター調査などによる市民ニーズの把握の充実	市民生活モニター
		市バス車内への「ご意見はがき」の設置
		上下水道モニター
7	企業や団体を対象にした意見聴取のしくみの充実	伏見旧市街地地区ガイドプラン策定に係る取組
		御池沿道関係者協議会の開催
8	電子会議室の設置	京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」の実施
9	市民ニーズの実現に向けた市民負担のあり方の検討	住民参加型ミニ公募債京都浪漫債の発行
10	市民提案制度の検討	市民提案制度の調査研究
11	住民投票制度の調査研究	住民投票制度の調査研究
12	ワークショップなど市民意見を効果的に事業に活かす取組の推進	観光農村育成事業
		身近な地域の市民防災行動計画づくりの推進
13	事業の実施において団体や企業等が参加する機会の確保	京のアジェンダ21フォーラムの活動
		笑顔いっぱい元気いっぱい保育フェスタ
14	公共施設の運営への市民や団体の参加の促進	京都市市民活動総合センターの運営

計画番号	項目名	事業名
15	市民が地域の学校運営へ参画する「学校評議員制度」の推進	学校評議員制度の導入
16	政策の実施に向けた社会実験モデル事業の実施	交通社会実験の実施
17	市民参加の視点に立った行政評価システムの導入	政策評価制度
		事務事業評価制度
18	公共事業評価制度の充実	公共事業評価制度
19	学校教育活動への外部評価の導入	学校評価システム
20	アンケート、モニター調査などによる市民意見の活用	市民対応窓口サービス評価制度に基づくアンケート調査
		京都市介護サービス評価事業
21	市民参加を促進する職員研修の充実	市民参加を促進する職員研修の充実
22	市民参加ガイドラインの作成	市民参加ガイドラインの発行
23	重要事務事業庁内説明会の開催	重要事務事業庁内説明会の開催
24	職員人材バンクの設置	市民参加推進に関する基礎研修の実施
25	市民参加手法開発研究会の設置	市民参加手法開発研究会の設置
26	庁内情報の横断的共有手段とする市役所イントラネットの構築	市役所イントラネットの構築
27	勤務時間のフレックス化などの研究	区役所・支所及び出張所での昼休み窓口の実施
28	市民及び市職員の市民参加形事業に取り組む意欲の向上	庁内の情報共有の取組
29	市民の意見や提案がどのように反映されたかが明らかになるような仕組みの充実	京都市地球温暖化対策条例
30	事業実施部門への権限の促進	事業実施部門への権限の委譲の促進
31	区役所機能の強化	区政改革に向けた今後の取組
32	地域における自主的活動のきっかけとなる取組の充実と、地域のことを知る学習機会の創出	いきいき北区プラン・フォローアップ事業
		「知られざる歴史的文化遺産の再発掘とまちづくり資源としての整備」チーム
		中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業
		あかしやふれあい盆踊り大会
		あかしやふれあいまつり
		いきいきネットワーク
		音羽草田町ちびっこひろば整備事業
		山科区「まちの宝物」探検隊、山科区歩くガイドマップ制作事業
		山科区「まちぐるみ交通事故ストップ作戦」事業
		区民さくら募金
山科区安全・安心まちづくり推進事業		

計画番号	項目名	事業名
32	地域における自主的活動のきっかけとなる取組の充実と、地域のことを知る学習機会の創出	山科区2万人まち美化作戦
		右京区まちづくり支援制度
		西京まち・ひと・情報データバンク
		西京塾
		区民・事業者・行政のパートナーシップによる活動の推進「伏見リサイくるっとフリマ」の開催
33	誰でも使える身近なまちづくり活動の拠点「暮らしの工房(仮称)」づくりへの支援	学校ふれあいサロン事業及び学校コミュニティプラザ事業の実施
34	学生や若者の力を地域づくりに活かす取組への支援	青少年市政参画プロジェクト(WACCORD)の取組の推進
		「学校ボランティア」学校サポート事業
35	大学によるまちづくり活動への参加支援	大学地域連携創造モデル支援事業
36	「地域人材リスト」等の作成支援	「地域人材リスト」等の作成支援
		学校支援ボランティアのネットワーク化
37	市民コーディネーター等の養成	生涯学習コーディネーター養成講座
38	専門家の派遣	景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援
39	地域の様々な活動に力を当てるコーディネーターとしてのNPO活動への支援	京都市市民活動総合センターの運営
40	まちづくり協議会など地域の思いや活動をまとめる場(組織)づくりへの支援	景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援など
41	地域間交流の促進	景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援
42	市民活動支援センター(仮称)を拠点とした市民活動の推進	京都市市民活動総合センターの運営
43	行政区単位での取組の強化	区民力フェスタ2004
		ひとものふれあい 上京の魅力再発見の取組
		中京未来委員会の設置
		「東山・まち・みらい推進会議」「東山・まち・みらい塾」の運営
		「下京まちづくり懇談会」「いきいき下京推進委員会」「下京・町衆フォーラム」の運営
		「南区まちづくり推進会議」の充実
		「右京区まちづくり円卓会議」の運営
		「西山文化」創造区民会議の運営
		西京区民ふれあい事業
		西京区・亀岡市住民交流推進事業
44	インターネット版「市民しんぶん」の充実	市民しんぶんEメール配信サービス
45	ホームページによる行政情報の的確な提供の促進	京都市情報館の運営
		情報通信技術を活用した生涯学習の推進
46	広報資料のホームページ上での提供	広報資料のホームページ上での提供

計画番号	項目名	事業名
47	市民参加情報カレンダーの提供	市民参加情報カレンダーの提供
48	市民の身近な区役所・支所における市政情報コーナーの設置	区政改革に向けた今後の取組
49	市民しんぶんの企画の充実と制作への参加	市民しんぶんにおける「市民参加の窓」コーナーの新設等, 企画の充実
		市民しんぶん区民版モニター制度
50	市役所出前トークの実施	京都市政出前トークの実施
51	公文書公開請求におけるIT (情報通信技術) の活用	公文書公開請求書様式のホームページからのダウンロード・サービス
52	外郭団体における情報公開の促進	外郭団体における情報公開の促進
53	全庁的な市民参加推進会議の設置	庁内の市民参加推進体制
54	市民参加推進フォーラムの設置	市民参加推進フォーラムの運営
55	市民参加推進条例の制定	京都市市民参加推進条例の施行

市民参加推進計画を構成している4つの施策を記載しています。  
 市政運営の各過程における参加の制度やしくみの拡充に向けた取組  
 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援  
 情報の提供と公開  
 計画を総合的に進めるために

### 京都市市民参加推進計画の取組状況一覧

#### 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組

行政の政策過程は、一般に政策の「形成、実施、評価」の一連の流れで行われます。  
 市民参加をより効果的に進めるため、政策がこれらの手順の中で、今どの段階にあるのかを確認しながら、政策の「形成、実施、評価」の各段階にふさわしい市民参加の手法を実施します。

4つの施策の目標等を記載しています。

事業実施局による自己評価を記載しています。

計画番号	体系	項目名	55項目の項目名を記載しています。	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	事業実施局が当該事業の概要、目的、実施状況、結果等を記載しています。「総括」は事務局が記載しています。	評価
1	政策の形成	審議会の公開と審議日程や内容等の情報提供の推進	着手済	<p>様々な政策について審議される審議会は、行政の政策形成過程の中でも重要な位置を占め、市民の市政参加における重要な場面です。</p> <p>本市では、これまでも基本構想等審議会や市民参加推進懇話会などを初め、多くの審議会で、委員の合意により、その議論を公開するとともに、議事録や摘録をホームページや情報公開コーナーなどで公開しています。</p> <p>今後も、より一層この取組を進めます。</p> <p>[取組目標]                      原則として全ての審議会の公開や審議内容の情報提供を行うとともに、平成14年度には公開の手續、運営等に関する基準を定めます。</p>	<p>政策形成過程は、会議の公開などを通じて、広く市民に開かれ、透明化されることが必要であるとともに、そうした検討に至るまでのプロセスについても市民に情報提供することが重要である。</p> <p>特に、さまざまな政策について審議、検討される審議会や協議会などの会議は、政策形成プロセスのなかでも重要な位置を占めるものであり、その審議検討内容は、行政情報としても重要である。これらの諸会議の透明性の確保は、市民の市政参加において必須の要件である。</p> <p>現在、京都市における会議公開は、一部においては行われているが、必ずしも十分なものとはいえない。そこで、審議会や懇話会等の会議は、その性格を尊重しながら、原則的に公開するものとし、あわせてその内容が容易に入手できるよう議事録や摘録などを掲載した情報誌やホームページなどで発信するなど、市民の利便性を図る取組が求められる。また、審議会の開催予定を「市民しんぶん」やホームページなどを通じて、さらに積極的に市民に周知することが必要である。</p>	<p>総括                      平成15年度 54件 平成16年度 79件                      市民参加ガイドラインの作成(平成15年9月)</p> <p>環境審議会温暖化対策条例検討部会(環境局)                      概要                      京都市環境審議会が平成15年3月17日に京都市長から「京都市地球温暖化防止条例(仮称)の基本的な考え方」についての諮問を受けたことから、学識経験者、関係団体及び市民等で構成した温暖化対策条例検討部会を設け、審議を行った。                      審議期間 平成15年5月1日から平成15年12月24日                      審議状況 同部会では10回の会議を全て公開で行い、会議資料及び議事要旨をホームページに掲載した。                      市民意見募集等                      平成15年8月には第4回部会までの審議経過をまとめた「途中経過」を公表し、約1ヶ月市民意見募集を行った。更に11月には市民の意見を直接聞くための意見交換会も開催し、市民に開かれた審議になるよう務めた。</p>	<p>意見交換会においては市民、事業者等多くの方の参加があり、活発な議論が交わされた。また、参加者からは概ね好評を得ている。</p>	

55項目を通し番号で記載しています。

事務局の認識で、「完了」「着手済」「検討・着手予定」「未着手」の区分に分類しています。

## 京都市市民参加推進計画の取組状況一覧

## 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組

行政の政策過程は、一般に政策の「形成、実施、評価」の一連の流れで行われます。  
市民参加をより効果的に進めるため、政策がこれらの手順の中で、今どの段階にあるのかを確認しながら、政策の「形成、実施、評価」の各段階にふさわしい市民参加の手法を実施します。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
1	政策の形成	審議会の公開と審議日程や内容等の情報提供の推進 <b>着手済</b>	様々な政策について審議される審議会は、行政の政策形成過程の中でも重要な位置を占め、市民の市政参加における重要な場面です。 本市では、これまでも基本構想等審議会や市民参加推進懇話会などを初め、多くの審議会で、委員の合意により、その議論を公開するとともに、議事録や摘録をホームページや情報公開コーナーなどで公開しています。 今後も、より一層この取組を進めます。 〔取組目標〕 原則として全ての審議会の公開や審議内容の情報提供を行うとともに、平成14年度には公開の手續、運営等に関する基準を定めます。	政策形成過程は、会議の公開などを通じて、広く市民に開かれ、透明化されることが必要であるとともに、そうした検討に至るまでのプロセスについても市民に情報提供することが重要である。 特に、さまざまな政策について審議、検討される審議会や協議会などの会議は、政策形成プロセスのなかでも重要な位置を占めるものであり、その審議検討内容は、行政情報としても重要である。これらの諸会議の透明性の確保は、市民の市政参加において必須の要件である。 現在、京都市における会議公開は、一部においては行われているが、必ずしも十分なものとはいえない。そこで、審議会や懇話会等の会議は、その性格を尊重しながら、原則的に公開するものとし、あわせてその内容が容易に入手できるよう議事録や摘録などを掲載した情報誌やホームページなどで発信するなど、市民の利便性を図る取組が求められる。また、審議会の開催予定を「市民しんぶん」やホームページなどを通じて、さらに積極的に市民に周知することが必要である。	<p>総括 平成15年度 54件 平成16年度 79件 市民参加ガイドラインの作成（平成15年9月）</p> <p>環境審議会温暖化対策条例検討部会（環境局） 概要 京都市環境審議会が平成15年3月17日に京都市長から「京都市地球温暖化防止条例（仮称）の基本的な考え方」についての諮問を受けたことから、学識経験者、関係団体及び市民等で構成した温暖化対策条例検討部会を設け、審議を行った。 審議期間 平成15年5月1日から平成15年12月24日 審議状況 同部会では10回の会議を全て公開で行い、会議資料及び議事要旨をホームページに掲載した。 市民意見募集等 平成15年8月には第4回部会までの審議経過をまとめた「途中経過」を公表し、約1ヶ月市民意見募集を行った。更に11月には市民の意見を直接聞くための意見交換会も開催し、市民に開かれた審議になるよう務めた。</p>	意見交換会においては市民、事業者等多くの方の参加があり、活発な議論が交わされた。また、参加者からは概ね好評を得ている。
					<p>京都市大規模小売店舗立地審議会（産業観光局） 概要 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の届出（新設・変更）について、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行う。 実施状況 ・平成15年度12回、平成16年度9回（平成17年1月末現在）開催 審議会の公開について ・原則として公開している。 審議会開催日程及び審議内容の情報提供方法について ・市政記者クラブ及び経済記者クラブに審議会の開催を広報資料として通知。（広報発表資料としてホームページ上にも情報を提供） ・市民参加情報カレンダーに情報を提供 ・産業観光局商工部商業振興課ホームページにて情報を提供 ・審議会資料及び議事録等の情報提供 ・大規模小売店舗立地法に基づく届出書類の縦覧場所（産業観光局商工部商業振興課）にて閲覧可能（貸出しも可） ・大規模小売店舗立地法に基づく届出の手續状況の情報を、産業観光局商工部商業振興課ホームページにて提供（届出概要、市意見通知等）</p>	審議会の公開により住民が審議経過を正確に把握することができる。
					<p>京都市公共事業再評価委員会（建設局） 概要 本市が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業の位置付けや事業効果、効率性について検討するとともに、事業への理解を得る。 実施状況 平成16年度から公開している。 委員会の開催を周知するため、市民参加情報カレンダーに委員会に関する情報を掲載している。また、委員会の会議録や審議資料、委員会から本市に提出された意見書及びそれに対する本市の対応方針についてホームページで公開するとともに情報公開コーナーでも情報を公開している。 第1回 平成16年 6月16日 第2回 平成16年 7月23日 第3回 平成16年10月15日 第4回 平成16年12月24日</p> <p>委員会の公開、議事概要の公表</p>	再評価の対象事業の中に個人に関する情報を公にしなければ事業の説明ができない案件がある場合は、会議を非公開にしなければならず、その対応等について検討が必要である。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価	
2	政策の形成	政策形成過程への市民意見の反映	審議会委員の公募の推進 <b>着手済</b>	本市では、これまでも基本構想等審議会や外国籍市民施策懇話会、道徳教育振興市民会議、農林行政基本方針策定懇話会、介護保険等運営協議会などにおいて、委員を公募しています。今後も、更に多くの審議会において、委員公募に取り組みます。 [取組目標] 原則として全ての審議会で委員公募を行うこととし、平成14年度には、委員公募に関する手続き等の基準を定めます。	審議会等の公開に加え、その性格にもよるが、委員の公募や無作為抽出による委員の選任、市民団体、企業市民、外国籍市民からの委員選任を行うほか男女間の比率に配慮するなど、幅広く人材を求めるよう工夫を図る。	総括 平成15年度 23件 平成16年度 40件 審議会等委員の選任及び公募に関する要綱の制定（平成15年8月）	
						環境審議会温暖化対策条例検討部会（環境局） 市民公募：平成15年3月24日から4月4日まで公募を実施し、11名の応募があった。その選考については、学識経験者を交えた選考会を開催したうえで、2名を選任した。 男女比率：委員の女性登用率は37.5%であり、「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に定める割当基準である35%を達成した。	2名の公募委員は部会において、市民の立場からの意見を数多く発表され、それらは本条例を制定するうえで市民参加の手法等を検討するための参考になった。
						京都市男女共同参画審議会（文化市民局） 平成16年4月1日設置の京都市男女共同参画審議会において、公募により選出した市民2名（男性1名、女性1名）を審議会委員に委嘱するほか、原則として審議会は公開とし、平成16年度開催した3回について全て公開して行った。また、会議録についても本市情報公開コーナーにおいて公開している。	男女共同参画に関する今日的な問題点の把握やそれに対する市民の意見を施策に反映していくことに寄与している。また、京都市男女共同参画推進プランの中間見直しにあっても、公募委員からの意見は非常に有益であると認識している。
						京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（保健福祉局） 「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」（旧「介護保険等運営協議会」）として平成15年度から公開で実施している。 概要 京都市民長寿すこやかプラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（以下「プラン」という。）の進捗状況を点検・評価し、円滑な推進を図るとともに、3年ごとのプランの見直しに関する協議を行っている。 実施期間 平成15年8月～18年3月 実施状況 15年度：3回、16年度：2回（17年2月現在） 実施結果 国の動向や市の取組状況を報告するとともに、プランの進捗状況の点検や次期プランへの見直しについての協議を行ってきたところであり、16年度には「高齢者の生活と健康に関する調査、高齢期の生活と健康に関する意識調査」を実施したところである。（17年3月に調査結果の中間報告を行う予定。） 委員の公募 15年6月実施 委員の男女間比率 43%（13人/30人）	引き続き、プランの進捗状況の点検を行うとともに、次期プランの見直しを行っていく必要がある。プランに定めた施策、事業等の進捗状況の検証 介護保険を含む高齢者保健福祉事業の円滑な運営 プランの見直しについての検討 なお、次期プランの見直しに当たっては、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施を予定している。
3	政策の形成	幅広い市民層からの審議会委員への参加促進 <b>着手済</b>	本市では、これまでも男女共同参画懇話会や外国籍市民施策懇話会、市民活動推進協議会など、多くの審議会において女性や外国籍市民、若い世代などの市民の参加を求めてきました。今後も、更に多くの審議会において、女性や外国籍市民、若者など幅広い市民層からの委員の参加を促進します。 [取組目標] 更に幅広い市民層からの参加に取り組むとともに審議会の男女構成比の均衡を確保することを目標に、平成22年度においては、少なくとも女性委員比率35%（平成13年6月現在25.8%）となるように取り組みます。	審議会等の公開に加え、その性格にもよるが、委員の公募や無作為抽出による委員の選任、市民団体、企業市民、外国籍市民からの委員選任を行うほか男女間の比率に配慮するなど、幅広く人材を求めるよう工夫を図る。	総括 審議会等委員の選任及び公募に関する要綱の制定（平成15年8月）		
					審議会等への女性の登用促進（文化市民局） 女性の参加促進については、「きょうと男女共同参画推進プラン」において、男女いずれの割合も少なくとも35%を下回らない委員構成を平成22年度末に確保することを目標とし、「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づき、引き続き女性の積極的な登用に努めている。 平成15年度末（平成16年3月31日）現在の女性委員の登用率は26.8%となっている。平成16年度においては、同プランの前半期が終了する平成18年度末までに女性委員の割合を全市で30%に引き上げる中間目標を設定し、あわせて審議会ごとの今後3年間の登用計画の策定を行った。	登用計画どおりに推移すれば、平成18年度末には女性委員の割合は30.3%となる見込みであり、中間目標30%をわずかに上回る非常に厳しい数値である。目標の達成に向けて、引き続き積極的な取組が必要である。	

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
4	政策形成過程への市民意見の反映	公開フォーラムなどを通じた市民意見の反映 <b>着手済</b>	本市では、これまでも、基本構想等審議会による市民フォーラムや市民参加推進懇話会による市民参加推進フォーラムなどを実施してきました。 今後も、審議会による政策形成を進めるに当たり、より多くの市民意見を反映するため、公開フォーラム、シンポジウム、ワークショップなどを実施します。 〔取組目標〕 全ての審議会において、公開フォーラムなど市民意見を反映するしるきを積極的に取り組みます。	公開フォーラムやワークショップ、公聴会等、市民の意見が審議会にも反映できるしくみや、傍聴者にも意見表明の機会が与えられる工夫などが必要である。	<p>地球温暖化対策条例を考える市民会議（環境局）</p> <p>概要 京都市地球温暖化対策条例を制定するに当たり、条例案の方向性と主な内容を分かりやすくまとめた「京都市地球温暖化対策条例（仮称）大綱」を作成し、市民、事業者の意見を募集する際に、「地球温暖化対策条例を考える市民会議」を開催した。</p> <p>実施状況</p> <p>（１）第１回 平成１６年８月２１日（土） 午後５時～午後７時 京都市勧業館みやこめっせ（左京区） 参加者 約３０名</p> <p>（２）第２回 平成１６年８月２５日（水） 午後７時～午後９時 右京ふれあい文化会館（右京区） 参加者 約５０名</p> <p>（３）第３回 平成１６年８月３０日（月） 午後２時～午後４時 京都商工会議所（中京区） 参加者 約８０名</p> <p>（４）第４回 平成１６年８月３０日（月） 午後７時～午後９時 京都市北文化会館（北区） 台風１６号接近による暴風警報発令のため中止</p> <p>（５）第５回 平成１６年９月５日（日） 午後２時～午後５時 京エコロジーセンター（伏見区） 参加者 約７０名</p> <p>４回開催、延べ参加者数 約２３０名 意見数 ７２件（２５名）（意見発表１２名、会場での意見陳述１３名） 実施結果 地球温暖化対策条例案を提案するに当たり、広く意見が聴取できた。</p>	参加者からは概ね良い評価を得ている。更なる参加者を募る方策が課題。
					<p>新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」（仮称）の策定（保健福祉局）</p> <p>新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」の策定（平成１７年１月策定）に市民意見を反映するため、１．計画案の検討への市民参加者の募集 ２．ワークショップの開催 ３．計画案中間まとめに対するパブリックコメントの実施を行った。</p> <p>１ 計画案の検討への市民参加者の募集</p> <p>概要 計画案を検討した、子育て関係機関・団体からなる京都子どもネットワーク連絡会議への市民参加者を募集し、検討に参加いただいた。 市民参加者の人数 ３名</p> <p>２ ワークショップの開催</p> <p>概要 京都子どもネットワーク連絡会議での計画案検討に市民意見を反映させるため、「子育てをともに支え合う家庭・職場・地域社会づくり」をテーマとしてワークショップを行った。 実施日・場所 平成１６年１０月９日（土） こどもみらい館 参加人数 ３７名</p> <p>３ 計画案中間まとめに対するパブリックコメントの実施</p> <p>概要 京都子どもネットワーク連絡会議で取りまとめた計画案中間まとめを公表し、市民意見を募集した。中間まとめの公表にあたっては、シンポジウムを開催し、シンポジウム会場でも意見募集を行った。 募集期間 平成１６年１１月２９日～平成１６年１２月１７日 実施結果 応募件数４５件（うちシンポジウム会場での件数２８件）</p>	市民参加者からは、計画案の検討において積極的な意見をいただいた。ワークショップについては、台風接近の中であつたにもかかわらず、多数の方に来ていただき、熱心に議論いただいた。パブリックコメントについては、新たな視点からのご意見が多数あつた。上記のような様々な機会でも市民の意見をお聞きし、計画に反映できた。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
5	政策形成過程への市民意見の反映	パブリック・コメント（重要な施策への市民意見募集）の制度化  <b>着手済</b>	本市では、これまでも、基本構想や望ましい商業集積実現のためのガイドライン、公文書公開制度のあり方、都市計画マスタープラン、生涯学習プランなど、多くの計画策定の過程において積極的にパブリックコメントを実施してきました。今後も、分野別計画を初め、本市の基本的な方向性を定める計画の策定や重要な制度の創設等において、パブリックコメントを実施します。 〔取組目標〕 原則として全ての市政運営の基本的な計画の策定において実施し、平成14年度には制度の実施等に関する規準を定めま	市民の意見や提案を市政に反映するには、企画立案の初期段階から市民意見を聴取することが必要である。アンケート調査やモニター調査などの手法の充実とともに、多様なチャンネル（経路）を通じた意見聴取を進める必要がある。 また、素案をもとに、市民への応答を前提に意見募集し、政策や政策形成に活かすパブリックコメント制度を多くの施策に導入し、重要な施策にはこれを義務付けることが必要である。	総括 平成15年度 19件 平成16年度 18件 市民参加推進条例施行規則の制定（平成15年8月）	意見では、概ね良い評価を得ている。更なる参加者を募る方策が課題である。
					京都市地球温暖化対策条例（環境局） 概要 京都市地球温暖化対策条例を制定するに当たり、条例案の方向性と主な内容を分かりやすくまとめた「京都市地球温暖化対策条例（仮称）大綱」を作成し、市民、事業者の意見を募集した。意見募集については、文書による方法と、「地球温暖化対策条例を考える市民会議」において意見発表をしていただくという方法をとった。 募集期間 平成16年8月12日（木）から9月11日（土）まで 市民会議開催 平成16年8月21日（土）から9月5日（日）までに4回開催、延べ参加者数 約230名 意見数 （1）文書提出 176件（43名）（ファックス20名、メール16名、郵送4名、持参3名） （2）市民会議 72件（25名）（意見発表12名、会場での意見陳述13名） （3）合計 延べ248件（68名）の意見が寄せられた。 実施結果 地球温暖化対策条例案を提案するに当たり、広く意見が聴取できた。	
					法定外公共物の管理に関する条例（建設局） 概要 地方分権の推進に伴い、不特定多数の利用があるなど、現に公共の用に供されている法定外公共物（いわゆる里道、水路等）の国有財産が平成16年度末までに本市に譲与され、平成17年度からはそれらの機能の管理、財産の管理ともに本市の事務として行うことになる。法定外公共物は、道路法、河川法などの管理法が適用又は準用されないことから、これらを適正に管理するために必要な事項を定める条例案を策定するに当たり、パブリックコメントを実施し当該条例の概要案に対する意見を広く市民に募集したものである。 実施期間 平成16年6月1日～平成16年6月30日 実施結果 農業用水路の歴史的な経緯や営農活動への配慮などを中心に、計136通の意見が寄せられた。	
6	市民ニーズの把握	アンケート、モニター調査などによる市民ニーズの把握の充実  <b>着手済</b>	本市では、これまでも市政総合アンケート調査の実施や、「くらしを考えるモニター制度」、「市バス・地下鉄モニター制度」などの活用により、市民ニーズの把握に努めてきました。今後も、調査手法の改善や分析方法の研究などを進め、より的確な市民ニーズの把握を進めます。 〔取組目標〕 引き続き、市民ニーズの把握の充実に取り組み、調査方法の改善や研究を進めます。	市民の意見や提案を市政に反映するには、企画立案の初期段階から市民意見を聴取することが必要である。アンケート調査やモニター調査などの手法の充実とともに、多様なチャンネル（経路）を通じた意見聴取を進める必要がある。	市民生活モニター（文化市民局） 市民の消費生活に関する基本的な調査・アンケート形式による意識調査のほか、店舗等での実態調査を行っている。また消費生活に関する研修会・講習会等を開催し、市民生活モニターとしての資質向上を図っている。 概要 公募した市民生活モニター42名による調査 平成16年6月包装食品の品質表示基準についての店頭調査、7月包装基準についての試買調査、9月単位価格表示基準についての店頭調査、11月加工食品の包装に係る意識調査、平成17年1月消費生活に係る意識調査を実施、3月研修会を開催	モニターからは、「私たちの生活に密接に関わる消費者問題を、研修で十分な説明を受けることができるうえ、研修中は保育ルームがあるので安心して参加できる」と、概ね好評である。なお、調査結果は、生活情報誌「マイシティライフ」に掲載するとともに、消費者行政推進のための基礎資料として生かされている。
					市バス車内への「ご意見はがき」の設置（交通局） 概要 市バスの運転やサービスなどについて、乗車されたお客様に「良い」「普通」「悪い」の3段階で評価してもらい、併せて、自由意見についてもお聞きし、日々の事業運営に活かしていくため、平成16年9月1日から市バス全車両に設置している。 実施状況 平成16年12月末現在 1,646枚（一日平均約14枚） 実施結果 各項目において、概ね「良い」とする評価が約40%、「普通」とする評価が約40%と大半を占めており、「悪い」とする評価は約20%であった。また、自由意見では、路線やダイヤの見直し、停留所の移動や喫煙対策など、様々なご意見、ご要望をいただいた。なお、いただいたご意見、ご要望のうち、主なものについては、交通局ホームページ上において、「よくあるご質問」として公開し、回答を掲載している。	日頃、市バスをご利用になっておられる方々からの現状評価や実際の声を聞くことができ、市バスの輸送サービスの向上を目指すための良い材料となっていることで、一定の評価ができるものと考えている。
					上下水道モニター（上下水道局） 概要 市民の皆様から上下水道事業に関する意見や提案をお聴きして、今後の事業運営やサービス向上に活かすために、30人の方にモニターとして委嘱している。平成15年度から実施。 委嘱期間 平成15年11月25日～平成17年3月31日 活動内容 施設見学会4回、アンケート4回、懇談会1回、レポート1回 実施結果 モニターの方からは、普段見ることができない施設を見学することができて良かった、上下水道についての関心が高くなった、などの意見が出ていた。施設見学会は平日昼間に実施しているため欠席者も多かったが、アンケートについては毎回全員の方から回答をいただいている。モニターの方からいただいた提案や意見は、できるものから事業に反映させている。	上下水道事業について多くのことを学ぶことができたなど、概ね好評である。しかし、懇談会は1回だけであったため、もっと職員やモニター同士で意見を交わしたかったという意見があった。今後は、アンケートやレポート、懇談会でいただいた意見を可能な限り事業に反映させていくよう努める。また、平成17年度以降も実施していく。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
7	政策の形成	市民ニーズの把握 企業や団体を対象にした意見聴取のしくみの充実 <b>着手済</b>	本市では、これまでも、南部創造の先導地区として的高度集積地区整備事業や人づくり21世紀委員会、生涯学習市民フォーラムなど、多くの施策・事業において企業や団体・組織から意見聴取を行い、パートナーシップのもとに事業を進めてきました。 今後、市民を対象としたアンケート調査の実施の際にも、必要に応じて企業や団体も対象とするなど、意見聴取の充実を図り、政策への的確な反映を進めます。 〔取組目標〕 引き続き、意見聴取の充実に取り組むとともに、平成14年度に新しい意見聴取の手法について検討を行います。	市民の概念には、個人としての市民だけでなく法人・団体も含まれる。地域との関わりを大切にする企業やさまざまな市民活動を実践している団体等からも十分に意見を聴取し、さまざまな立場からの意見・提案を得られるよう工夫する必要がある。	伏見旧市街地地区ガイドライン策定に係る取組（都市計画局） 目的 伏見旧市街地の個性を活かし、伏見地区の中心市街地活性化につなげるため、この地域にふさわしい建築ルールづくりを検討すること。 概要 TMOの伏見夢工房の中のまちづくり部会に参画し、商業者や酒造業者の意見を聴取した。 実施期間 平成15年8月～平成16年3月 実施状況 6回開催 実施結果 内容が専門的で土地利用規制を伴うものであり、都心部の取組など先例を分かりやすく紹介しながら、意見交換を行った。	企業や団体の自発的な取組にまでは至らなかったが、数回にわたる意見交換により、課題の共有化が図られた。 今後は、住民や団体の発意により、必要な施策を検討していく。
					御池沿道関係者協議会の開催（都市計画局） 概要 御池通の新たなにぎわいの創出及び更なる景観の向上のため、地元・経済界・行政の協働により御池沿道の将来ビジョンについて共有し、それぞれの役割を明確にし、役割実行へ継承していくことを目的とする。 実施状況 16年8月に御池沿道関係者協議会における検討の最終取りまとめを行った。	引き続き、御池通沿道の名所等を周知するマップづくりのためのワークショップ及び御池沿道関係者の情報・意見交換会を実施する。
8	政策の形成	市民ニーズの把握 電子会議室の設置 <b>着手済</b>	市政への参加が比較的少なかった勤労者や学生などの若い世代の市政への積極的な参加機会を設けるとともに、インターネット上でのコミュニティの形成を目指して、新しい参加の仕組みとしてインターネットを活用した電子会議室の設置を進めます。 市民の自主的な参加のもと、意見や提案を述べ合い、時には市職員を交えて議論を深める中で、その意見や提案を市政の推進に活かすよう、様々なテーマごとに会議室に設置します。 〔取組目標〕 平成14年度に電子会議室システムの検討を行い、試行的に実施し、16年度には全庁的に取り組みます。	行政が一方向的に市民の意見や要望を収集するだけでなく、市民が意見を述べ、互いにその適否や合理性についてオープンに語り合い、理解し合うことが求められる。特にこれまで比較的参加機会の少なかった勤労者や学生などの若い年代がその専門性やノウハウ、さまざまな人的ネットワークを生かし、市政や地域の課題に積極的に取り組むことが望まれる。 例えば、インターネットを活用して、行政施策に関する意見や提案等を、市民相互間で検討し、また、そこで集約された意見等を行政の担当部署とも交換できる「電子会議室」の設置などが考えられる。	京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」の実施（総合企画局） 取組状況 平成14年度の試験運用、15年度の施行実施の結果を踏まえて、平成16年8月から本格的に運用を開始している。 本格実施に向けて登録方法の改善やテーマの工夫などに取り組んできたが、発言数、登録数ともに伸び悩んでいる。 実施期間 平成16年8月16日～（以降、随時テーマを開設し継続して実施する予定） 実施状況（平成17年1月現在） 開設テーマ 4件 総アクセス数 68,449件 総登録者数 114件 総発言数 242件 参加者の反応 参加登録者へのアンケート結果によると、インターネット上に時間や場所に拘束されずに意見交換ができる場を、京都市が提供していることについては好評な意見が多い。 ただし、テーマ内容については、内容が難しいと感じている方が多く、観光や福祉関係などの身近で分かりやすいテーマの設定を望む声が多い。	電子会議室は、時間や場所に拘束されず、比較的容易に市政に対して意見を述べることができる「新しい参加の手法」である。 しかし、現実には、参加者や発言が伸び悩んでおり、テーマや話題の設定、進行役の役割等運用面での更なる工夫が必要である。 今後、誰もが参加しやすい電子会議室を目指して、有効に運用していく必要がある。
9	政策の形成	市民ニーズの把握 市民ニーズの実現に向けた市民負担のあり方の検討 <b>着手済</b>	自己決定・自己責任のもと、市民ニーズを踏まえた効率的、効果的な市政運営を図るためには、自助・共助・公助のあり方や公民の役割分担を踏まえ、市政を取り巻く状況について共通の認識に立ち、政策形成を図っていくことが必要です。 このため、市政運営の方針、政策の体系、財政の状況などについての認識を共有しつつ、政策の選択と集中、財源の調達と配分、市民負担、いわゆる市民の財政参加のあり方などについて、市民と行政の協働の充実に向けた検討を行います。 〔取組目標〕 平成14年度から市民ニーズの実現に向けた市民負担のあり方について検討を行います。	-	住民参加型ミニ公募債京都浪漫債の発行（理財局） 平成15年度から「京都浪漫（ロマン）債」（住民参加型ミニ市場公募債）を発行している。 概要 資金調達手段の多様化はもとより、市政に対する市民の関心を高め、財政面からの市民参加を進めるため、購入者を市民等に限定し、集まった資金の用途を明示した「京都浪漫（ロマン）債」を発行している。 実施状況 平成15年10月、同16年7月、12月（いずれも購入者募集期間、発行は翌月）に実施。また、平成15年度は年度末に対象施設（北総合養護学校等）の施設見学を実施しており、平成16年度も施設見学会を実施する予定である。 実施結果 募集開始後2日～5日で完売しており、好評である。アンケート調査によると、初めて市債を購入した人の割合が、第1回では約7割に達しており、その後も過半数を占めていることから、財政面からの市民参加に一定の効果があったと言える。	購入者に対するアンケートでは、「今後、京都浪漫（ロマン）債の発行があれば購入したいか」という問いに対して80%以上が「購入したい」と回答するなど、好評である。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
10	政策の形成	市民ニーズの把握 市民提案制度の検討 着手済	本市では、市民の思いや意見、提案を受け止める制度として、市長への手紙、市長懇談会、区長懇談会、市政協力委員制度、アンケート調査、市民の声、モニター調査などのほか、近年、特にパブリックコメントを積極的に実施するなど、市民の市政参加の促進を図っています。 今後は、より多くの市民の思いや意見、積極的な提案を受け止めるとともに、市民の提案などについて、公開の場で議論し、一定の結論を見出していく市民提案制度について検討を進めます。 また、市民のいきいきとしたアイデアに基づく提案や市民自らが主体的に取り組む事業提案について、市民と行政との協働を前提として事業化を図る市民提案事業についても検討を進めます。 〔取組目標〕 平成14年度から制度のあり方について検討を始めます。	行政側から案を公表して市民意見を聞くパブリックコメント制度や意見聴取だけではなく、市民からの積極的な政策提言を受け入れる制度が求められる。 市民の生活や地域に密着した諸問題について、市民からの意見や提案を受け止め、その趣旨を理解し、これに対する行政の適切な対応とその過程の透明性を高めるために有識者等で構成される「市民提案委員会（仮称）」の設置が求められる。 市民自らが主体的に事業に取り組み、行政との協働を実現する契機として、また、市民のいきいきとしたアイデアにより行政施策に新風を吹き込むため、市民提案事業を創設することなどが考えられる。	市民提案制度の調査・研究（総合企画局） 政令指定都市を中心に都道府県等の事例も含めて、庁内で調査・研究中あり、検討段階までは至っていない。	現在、調査・研究中であり、検討段階までは至っていないが、調査内容が一定整理された段階で、他都市や区役所の動向も視野に入れながら、制度の有効性も含めて庁内外で検討を行う必要があると考えている。
11	政策の形成	市民ニーズの把握 住民投票制度の調査研究 着手済	住民投票制度については、民意を反映させる最も直接的な手段であると感じられる一方で、二者択一的に個々の市民の意思を問うといった選択方式の適否や、代表民主制など現行地方自治制度との関係において大きな課題があり、国においては、市町村合併について法令改正により住民投票が制度化されましたが、その他の住民投票を一般的に制度化することについては、引き続き検討が必要とされています。 このため、本市においても、市民の議論を更に深めるとともに、制度の必要性やあり方について、必要に応じて市会の意見を聞きながら、検討を行います。 〔取組目標〕 平成14年度から制度のあり方について調査研究を始めます。	いわゆる住民投票制度については、民意を反映させる最も直接的な手段であると考えられ、住民投票制度が設けられることにより、市政がより市民の意思を反映したものとなることが期待される。また、市民間の事実認識や問題意識も成熟し、投票に至るまでの間に多様な市民参加の機会が必然的に充実されることにもつながるものであり、具体的な議論の場を設けて検討すべきであるとする意見がある。 他方、住民投票は二者択一的に個々の市民の意思を問うものであるところ、現実の市政運営でのそうした選択方式の適否や情報不足の中で判断が行われる可能性や地域に対立を残すおそれがあり、具体的な議論の場を設けて検討すべきであるとする意見がある。 このため、住民投票制度に関する「第26次地方制度調査会」の答申内容なども参考としつつ、今後、京都市においても、広く市民の参加を得ながら、制度のあり方も含め積極的に検討を進めるべきものと考えられる。	住民投票制度の調査研究（総合企画局） 政令指定都市を中心に他都市の事例も含めて、庁内で調査・研究中あり、検討段階までは至っていない。	現在、調査・研究のため、検討段階までは至っていない状況だが、調査内容が一定整理された段階で、他都市等の動向も視野に入れながら、具体的に庁内外で検討を行う必要があると考えている。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価						
12	政策の実施	ワークショップなど市民意見を効果的に事業に活かす取組の推進 <b>着手済</b>	<p>ワークショップとは、参加者の誰もが自由に意見を述べやすいよう工夫された会議方法であり、自由な意見交換を通じて、共通する考え方やアイデアを取りまとめ、形にするものです。本市では、これまでも地域コミュニティ広場の整備事業を初め、柱坂保育所・児童館の建設など地域の身近な施設整備や堀川水辺環境整備事業において、市民の知恵と力を活かすために、ワークショップ等の新しい手法を積極的に導入し市民に親しまれる施設づくりに努めてきました。</p> <p>今後も、引き続き施策・事業にワークショップを積極的に導入するとともに、政策の様々な過程でこの手法を活かした取組を進めます。</p> <p>[取組目標] 平成14年度に運営マニュアル(手引き)を定めるとともに、15年度以降、各局・区において、主要事業の一つ以上には、ワークショップ手法を用いた取組を進めます。</p>	<p>市政は、その実施段階においても市民意見を取り入れ、市民の実践的行動力を求め、市民と行政とが協働しながら進めていくことが必要である。実施段階で具体化される際に、事業説明会やワークショップを行うなど、より市民ニーズにあったものになるよう、意見聴取と反映の機会を持つことが求められるとともに、市民との協働を重視した施策選択のしくみが必要である。</p>	<p>観光農村育成事業(産業観光局) 事業名 観光農村育成事業(大原)における里づくりプラン実施計画の策定とグラウンドワークモデル実践活動の取組</p> <p>概要 「見る観光地」から「歴史・文化・農業を体感できる大原」を目標に、「農」資源を生かした里づくりプランとその実施計画を策定し、美しい心豊かな観光農村づくりを目指します。実施計画の策定にあたっては、地域の農家リーダーを中心としたワークショップ活動の積み上げによるものとし、特に農業基盤整備については地区内の自然・文化・環境に配慮した整備内容にするとともに、その整備後の維持・管理については、地域住民参加によるグラウンドワーク活動の手法で取り組むこととします。</p> <p>取組状況 〔地域農家リーダーを中心としたワークショップ活動〕*実施期間：4～3月毎月2・4木曜日午後7：30～9：30分*参加人数：20～30人*取組内容：『大原の里づくりプラン実施計画の検討』・観光農村集落として地域活性化を目指すための農業・農村基盤の整備検討・遊休農地の解消対策や都市住民の憩いの場としての都市農村交流の展開・都市農村交流施設を核とした地産地消の推進による地域内循環型農業、多品目複合経営の推進〔地域住民参加によるグラウンドワークモデル実践活動〕*実施日時：4月11日、6月13日、9月26日、10月24日、12月12日、2月下旬、3月下旬*参加人数：30～40名*取組内容：大原の里をめぐる散策路づくり(カントリーウォーク構想)・ベンチ・テーブル・丸太橋等の設置、道路整備、沿道・河川の草刈・ごみ拾い、菜の花・コスモスの植え付け など</p>	<p>月2回という頻繁なワークショップ活動により、地域農家の十分な要望を組み入れた里づくりプランが策定されている。グラウンドワーク活動についても、15年度時点において十分なワークショップを経て活動を展開しており、参加者の自由で自主的な活動が展開されている。今後は両活動を有機的に連携させた息の長い活動への誘導が課題である。</p>						
					<p>身近な地域の市民防災行動計画づくりの推進(消防局) 「身近な地域の市民防災行動計画づくり」は、自主防災組織の災害対応力を向上させるため、顔見知りの町内単位で構成されている自主防災部の皆さんが自分たちのまちの防災について考え、話し合い、その内容を町内版の防災計画としてまとめる事業で、平成12年度に立ち上げ、平成15年度から本格実施している。平成22年度までにすべての自主防災部での策定を目指している。</p> <p>この事業は、地域住民(市民)が主体となって防災行動計画を策定することにより、地域事情に応じた防災活動が実践され、継続されていくことを目的としている。</p> <p>計画の策定にあたっては、防災ワークショップ(地域住民の総意による市民防災行動計画を策定するため、市域住民が主体となって実施する会合)の手法を活用している。</p> <p>防災ワークショップの実施状況は、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成15年度</td> <td>858回</td> <td>23,284名</td> </tr> <tr> <td>平成16年度(12月末現在)</td> <td>894回</td> <td>30,273名</td> </tr> </table>	平成15年度	858回	23,284名	平成16年度(12月末現在)	894回	30,273名	<p>消防職員が防災カルテ(災害対応力診断、延焼シミュレーション、地震被害シミュレーション)により提供する防災情報は、グラフや数値等による視覚に訴えたもので、地域の防災力の現状が即座に分かると参加者から好評である。</p> <p>防災情報の提供後に、住民がKJ法等を活用した防災ワークショップによって、地域の防災行動計画が策定されるとともに、実践に移されているため、消火器材や防災器材の購入、防火パトロール、避難経路や町内の危険箇所の確認などの取組が進んでいる。</p>
平成15年度	858回	23,284名										
平成16年度(12月末現在)	894回	30,273名										

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
13	政策の実施	- 事業の実施において団体や企業等が参加する機会の確保 <b>着手済</b>	<p>市政の運営には、一人ひとりの市民はもとより、地域団体、NPO・NGO、業界団体、企業など様々な組織や団体との協働が必要です。</p> <p>このため、本市では、これまでもこれらの団体や企業との意見交換の場を設けるほか、様々な機会をとらえて意見や要望を聞くなど、ニーズの把握に努めるとともに、事業実施段階においても、協働による取組を進めてきました。</p> <p>例えば、市民、事業者、行政の3者によるパートナーシップ型の推進組織である「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」設立や「生涯学習市民フォーラム」、幅広い分野から77団体が参加する「人づくり21世紀委員会」の設置、更には100万人まち美化大行動の実施、そして市民、企業、行政の協働により南部地域における新たな活力あるまちづくりを進める高度集積地区整備推進協議会などにおいて、多くの市民や団体と協働しながら、まちづくりを進めています。</p> <p>今後も、施策情報（事業実施に伴い発行されるニュースレターなど）の配布、メーリングリストへの登録などにより情報提供の充実に努めるとともに、市民、企業、行政が一体となって進める地域課題解決に向けた取組など、様々な組織や団体等との協働による事業の実施に努めてます。</p> <p>[取組目標] 引き続き各種団体や企業の参加機会の確保に積極的に取り組みます。</p>	<p>行政は、一人ひとりの市民はもとより、地域団体や、NPO・NGO、企業や業界団体など様々な組織や団体が、事業の企画・実施や公共施設の管理運営など、主体的に関われるよう参加の機会の確保に努めることが求められる。</p>	<p>京のアジェンダ21フォーラムの活動（環境局） 取組状況 企業活動等8つのワーキンググループ活動への市民、事業者、行政職員の参加を図り、京のアジェンダ21に掲げられた重点取組の具体化に向けた検討、社会実験、試行を行っている。また、中小企業の環境対応を促進するためにKES・環境マネジメントシステム・スタンダードを策定した。京のアジェンダ21フォーラム内に事業部を設置し、市民（ISO14001審査員有資格者に限る）の協力のもとで認証審査を行っている。</p> <p>笑顔いっぱい元気いっぱい保育フェスタ（保健福祉局） 概要 「子育て支援都市・京都」の充実に向け、本市の保育所（園）の保育実践を広く市民に周知することを目的に平成9年度から実施している。 事業実施に当たっては、市民からの意見の反映や団体の参加等に配慮するため、市、（社）京都市保育園連盟、京都市保育士会の代表からなる「実行委員会」を組織し、月1回実行委員会を開催している。 実行委員会の開催の他、親子ふれあいステージの出演者を、公営・民営両保育所（園）のボランティア要員から募ったり、遊びのコーナーの補助要員をこどもみらい館のボランティア登録者から募集したりと、様々な関連組織や団体が当事業に参加する機会を設けるように努めている。</p> <p>第8回 笑顔いっぱい元気いっぱい保育フェスタ（平成16年度）実施状況 実施時期 子育て講演会 平成17年2月1日（火） 絵画展・イベント 平成17年2月5日（土）～2月7日（月）</p> <p>事業内容 ・第18回子育て講演会 講師 柳田 邦男 テーマ 子どもの成育と電子メディア～向き合う保育の中の絵本～ ・第37回保育園児絵画展 ・親子で楽しむイベント 展示コーナー、あそびのコーナー各種、親子ふれあいステージ、子育て相談コーナー等</p>	<p>京のアジェンダ21に掲げるテーマに則してWGを設置し、課題解決のための調査・研究等に取り組んできた。全国的にも先駆的な取組を進め、社会的にも影響を与えるなど、大きな成果をあげてきた。その中で、次に何を目標として行動していくべきかを考える段階に差し掛かっている。</p> <p>また、これまでのWG等の活動実践を通じて、様々な関係者との連携が図れ、一定の成果をあげてきた。その中で、活動内容に関連の深い市の部署との連携が見られる反面、市の各部署においてフォーラムの認知がやや不足しており、今後は、更に認知度を向上させ、市各部署との協議、提案を行っていく必要がある。</p> <p>平成14年度から本市の補助金を従来の2分の1に削減したにもかかわらず、各団体の創意工夫により入場者数は年々増加する傾向にある。今後は保育所（園）からのボランティアの他、他団体からのボランティア要員募集に積極的に取り組んでいく。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
14	政策の実施	- 公共施設の運営への市民や団体の参加の促進 <b>着手済</b>	公共施設については、利用者である市民や団体が使いやすい運営を図る必要があります。 このため本市では、これまでも利用者アンケートやモニター調査などの実施により、利用者の声を聞き、運営に活かしてきました。 今後も、利用者モニター制度の充実を進めるほか、市民や団体、企業等の参加を求め、運営に関する意見を述べ、協働を図る運営協議会の設置等の取組を進めます。 [取組目標] 平成14年度から施設運営への市民参加の促進に向けた調査検討を開始し、15年度に開所する市民活動支援センター（仮称）の運営においてモデル事業として、実施します。	-	京都市市民活動総合センターの運営（文化市民局） 平成15年6月に開設した市民活動総合センターでは、施設運営への市民参加の促進のため、次の取組を実施している。 (1) 運営協議会の設置 センターの管理運営に当たっては、利用者である市民、市民活動団体、企業のほか、学識経験者、管理運営主体及び事業に参加する団体、京都市により幅広く構成され、a.管理運営方針の決定、b.事業計画の決定、c.各事業計画推進への参画、d.管理運営主体及び事業に参加する団体に対して意見陳述を行うための組織として、「運営協議会」を設置している。 この「運営協議会」は、重要事項を決定する組織としての「運営会議」と、事業の実施計画について管理運営主体と連携を図る組織としての「幹事会」で構成している。 平成15年度 運営会議2回、幹事会3回開催 平成16年度（12月末現在） 運営会議1回、幹事会2回開催 (2) 評価委員会の設置 学識経験者、公募市民で構成する「評価委員会」を設置し、利用者の意見を積極的に聴取しながら、運営全般について「設置者（京都市）」及び「運営協議会」に対して、客観的に評価・助言・指導を行っている。また、市民活動総合センターのホームページ上に、「評価委員会」御意見箱」を設置し、センターについての意見をいつでも寄せられるシステムを導入している。 平成15年度 6回開催 平成16年度（12月末現在） 5回開催 (3) ユーザー会議の開催 運営協議会、幹事会、評価委員会合同でユーザー会議を実施し、利用者ニーズの聴取に努めている。平成16年度についてはワークショップ方式で実施した。 平成15年度 1回開催 平成16年度（12月末現在） 1回開催 (4) 機関紙挟み込みアンケートの実施 市民活動総合センター機関紙「ほっとポット」にアンケート用紙を挟み込み、利用者ニーズの聴取に努めている。 平成15年度、平成16年度とも各1回実施 (5) コミュニケーションカード コミュニケーションカードをセンターのフロアに設置し、意見や要望に対して回答するとともに、積極的に管理・運営を改善している。回答は1箇月程度掲示し、他の利用者への情報提供をしている。 (6) 市民活動見本市でのスモールオフィス入居団体との協働 平成16年8月に開催した市民活動見本市において、市民活動総合センターのスモールオフィス入居団体8団体中6団体がセミナー又はワークショップを開催した。 (7) 公募型事業の実施 平成16年度、多くの方に市民活動総合センターの運営に参画してもらい、専門性を活かした	運営協議会の設置にとどまらず、あらゆる角度からニーズの把握を図るとともに、ユーザーとの協働の推進を行った。
15	政策の実施	- 市民が地域の学校運営へ参画する「学校評議員制度」の推進 <b>完了</b>	京都市の学校は、番組小学校の伝統を継承し、地域活動の拠点としての機能を有し、地域と学校が一体となって子どもたちの教育を進めてきました。 本市では、全国的に教育問題への関心が高まっている中、こうした伝統を受け継ぎ、地域ぐるみの教育をより推進するとともに、保護者や地域住民が意見を述べることを通して、学校運営に参加する学校評議員制度を導入（平成10年度より試行実施）しており、引き続きその充実に努めます。 [取組目標] 引き続き充実に努め、平成13年度に全校に導入するよう取組を進めます。	-	学校評議員制度の導入（教育委員会） 平成13年度から全市立学校・幼稚園で「学校評議員制度」を導入している。 概要 校長は、学校評議員に委嘱された保護者や地域住民に、学校運営に関する意見を求め、その意向を把握し、学校としての説明責任を果たしつつ、その協力を得ることにより、学校・家庭・地域の双方向の信頼関係に基づく学校運営を進めている。 実施状況 15年度 2,432名（平均8.4名/校・園） 16年度 2,565名（平均8.9名/校・園） 実施結果（共通） 学校からは、学校・家庭・地域で、学校の教育目標や、めざすべき子ども像の共有が図れ、学校運営についての理解と支援がより一層得られるようになったという意見が出ている。	学校評議員から学校運営についての意見をいただくため、自由参観などの取組を通して、学校情報の積極的な発信に努めている。今後とも、本制度と平成15年度から全校・幼稚園で実施している外部評価を含む「学校評価システム」とを両輪として、「開かれた学校づくり」を推進する。 取組項目19と共通

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
16	政策の実施	- 政策の実施に向けた社会実験モデル事業の実施 <b>着手済</b>	<p>政策によっては、その社会的影響度を図り、完成度を高めるため、事業の本格実施の前に社会実験やモデル事業を行うことが必要なものがあります。</p> <p>このため、本市では、これまでに「歩いて暮らせるまちづくり」の取組における社会検証や嵐山地区における交通社会実験等を実施してきました。</p> <p>今後も、政策形成過程への市民参加の取組として実施し、そのせいを踏まえた効果的な政策の実施を進めます。</p> <p>[取組目標] 引き続き社会実験やモデル事業を積極的に実施します。</p>	-	<p>交通社会実験の実施（都市計画局）</p> <p>秋の観光シーズンにおける観光地を中心とした渋滞などの交通問題が発生しており、そのことが観光地の魅力の低下を招いたり、市民生活に影響を及ぼしている。</p> <p>本市では、こうした交通問題の解決を目指して、自動車交通の特定地域への流入抑制や分散化、自動車交通以外の交通手段への誘導など、TDM（交通需要管理）施策を推進することとしており、平成13年度からの2箇年で観光地交通対策として、嵐山での交通社会実験を実施し、この交通社会実験の成果を活かし、平成15年度より、紅葉の観光シーズンにおける施策による継続的な取組として、自動車の流入抑制に効果がある観光用パーク&amp;ライドや、観光地における交通の円滑化と安全快適な歩行空間の創設のための嵐山地区内の臨時交通規制などを実施している。</p> <p>また、平成16年度には、清水寺など数多くの観光地や、商業・業務機能が集積しているとともに、五条通や東大路通などの幹線道路における通過交通量も多い東山地区について、地元住民や商店街をはじめ、鉄道事業者、警察などの関係機関で構成する「東山交通対策研究会」を設置し、「住民や観光客が安全で快適に歩けるまちづくり」を11月の交通社会実験の理念として、効果的な情報提供、シャトルバスの運行、パーク&amp;ライドなどの施策を実施した。</p> <p>取組状況 嵐山交通社会実験 平成13, 14年度 嵐山交通社会実験の実施（11月） 平成15年度～ 嵐山観光地交通対策の実施（11月） 東山交通社会実験 平成16年度 東山交通社会実験の実施（11月）</p>	平成13年3月末の東山交通対策研究会に向けて、結果については、現在分析中である。
17	政策の評価	- 市民参加の視点に立った行政評価システムの導入 <b>完了</b>	<p>本市では、現在、行政活動の業績や成果を数値化するなど、客観的でわかりやすい指標による総合的な行政評価システムを検討しており、市民参加の視点に立った制度の導入と運用を行います。</p> <p>[取組目標] 平成12年度から取組を進めており、試行を重ねながら、16年度からの本格実施を目指します。</p>	<p>事務事業の実施にかかったコストと、その効果や成果の分析を行う「事務事業評価」についても、導入に向けて具体的に検討されている。いずれも評価にあたっては専門的な知識や情報が必要であるが、その評価の過程と結果を市民に公開することにより、市民の視点による検証と判断が行える。</p> <p>行政の活動はその目的と手段の関係において、上位から政策・施策・事務事業の体系として考えることができるが、これら全体の評価システムとして、京都市においても総合的な行政評価システムが検討されており、市民参加の視点に立った取組が望まれる。</p>	<p>政策評価制度（総合企画局）</p> <p>概要 京都市民のくらしやまちが今どのような状態であるかを把握して、京都市の政策目的がどの程度達成されているかを評価するもの。平成16年度から実施している。</p> <p>目的 ・評価の成果を生かして、政策の企画・立案や市政の運営に役立てる。 ・市政の現状やまちづくりの進捗を市民の皆さんに分かりやすくお伝えする。</p> <p>市民参加の実施状況 ・評価手法の一つである市民生活実感評価を行うために、20歳以上の市民3,000人を対象としたアンケート調査の実施（回収率：41.2%） ・評価制度の公正な運用と向上を図るために設置した外部機関「京都市政策評価制度評議会」への公募委員2名の参加</p>	<p>評価制度について市民の認知度を向上させるため、評価結果などの公表をより一層工夫する。</p>
					<p>事務事業評価制度（総務局）</p> <p>平成12年度から試行を重ねてきた事務事業評価について、平成15年度から生活保護費等の法定義務経費等を除くすべての事務事業を対象に本格実施している。事務事業担当課による自己評価に加え、評価の客観性及び透明性を確保するため、学識経験者で構成する「京都市事務事業評価委員会」による第三者評価を実施している。</p> <p>これらの評価結果や評価の過程で得られた情報、外部機関からの意見等について、市民しんぶんやホームページ等を通じて公表している。</p>	<p>今後も、行政活動の業績や成果等について、市民の視点による検証を行えるよう、評価結果のより一層分かりやすい形での公開に努める。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
18	政策の評価	公共事業評価制度の充実 着手済	公共事業実施の各過程において、事業評価を行うことは、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図る上で重要なことです。 既に本市では、公共事業再評価制度を導入し、事業着手後一定期間を経過した後も継続中の事業について評価を行い、有識者等からなる第三者機関の意見を聞いた上で対応方針を定め、結果を公表しています。 今後は、事業着手前に、その事業の妥当性を評価し（事前評価）、あるいは事業完了後にその効果を確認するなど（事後評価）公共事業評価制度の充実を図るとともに、市民の視点による検証を行うために、その評価の過程と結果を市民に公開するなど、評価の客観性と透明性の確保に向けた取組を進めます。 〔取組目標〕 事前評価は、平成14年度に試行し、15年度から実施します。 事後評価は、平成15年度から調査研究し、18年度に試行し、20年度から実施します。	個別事業の評価については、事業決定から実施までの間に事業環境の変化など事情変更がある場合に継続の必要性を判断する「公共事業再評価」制度が、すでに京都市においても導入されているが、対象が着手後長期化している事業に限定されているため、事業の着手前及び完成後の評価システムを導入するなど、評価制度の確立が必要である。	公共事業評価制度（建設局） ＜事前評価＞ 京都市公共事業新規採択時評価実施要綱に基づき、各局（環境局、産業観光局、都市計画局、建設局、交通局、上下水道局）ごとに公共事業庁内評価委員会を設置し、平成16年度から庁内評価委員会による新規採択時評価を実施している。 概要 本市が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図り、より適切な事業の選択を目指すとともに、事業の位置付けや事業効果、効率性について検討し、評価内容を公表するとともに、事業への理解を得る。 実施状況 平成16年度に公共事業庁内評価委員会を開催したのは建設局のみである。 第1回 平成16年4月22日 第2回 平成16年6月24日 第3回 平成16年8月2日 ＜再評価＞ 京都市公共事業再評価委員会を平成16年度から公開している。 委員会の開催を周知するため、市民参加情報カレンダーに委員会に関する情報を掲載している。また、委員会の会議録や審議資料、委員会から本市に提出された意見書及びそれに対する本市の対応方針についてホームページで公開するとともに情報公開コーナーでも情報を公開している。 概要 本市が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業の位置付けや事業効果、効率性について検討するとともに、事業への理解を得る。 京都市公共事業再評価委員会実施状況 第1回 平成16年6月16日 第2回 平成16年7月23日 第3回 平成16年10月15日 第4回 平成16年12月24日 委員会の公開、議事概要の公表 ＜事後評価＞ 国土交通省などの事例をもとに、本市における事後評価システムについて検討している。	再評価の対象事業の中に個人に関する情報を公にしなければ事業の説明ができない案件がある場合は、会議を非公開にしなければならず、その対応等について検討が必要である。
19	政策の評価	学校教育活動への外部評価の導入 完了	特色ある学校づくりの一層の推進に向け、各学校において、教育目標の達成状況を把握し、成果や課題を明確にしながら教育活動の充実を図ることが重要です。 そのため、評価項目や観点、基準を明確にした「自己評価」の仕組みを整えるとともに、学校評議員制度やアンケートにより、保護者・地域の方の学校教育活動への意見などを把握する外部評価を導入します。 〔取組目標〕 平成13年度は実践研究協力校で試行し、14年度に試行の拡大等を行い、15年度から全校実施に向けて取り組みます。		学校評価システム（教育委員会） 平成15年度から全市立学校・幼稚園で「学校評価システム」を導入している。 概要 各学校・幼稚園が取組の到達状況と課題を明らかにする、教職員による「自己評価」と保護者、地域の方々等の参画による「外部評価」を行い、その結果を公表することを通じて「育みたい子ども像」を学校・家庭・地域で共有したうえで、具体的な教育活動や家庭・地域との連携に反映する。 実施状況 全校実施 実施結果（取組項目15と共通） 学校からは、学校・家庭・地域で、学校の教育目標や、めざすべき子ども像の共有が図れ、学校運営についての理解と支援がより一層得られるようになったという意見が出ている。	学校評議員から学校運営についての意見をいただくため、自由参観などの取組を通して、学校情報の積極的な発信に努めている。今後とも、本制度と平成15年度から全校・幼稚園で実施している外部評価を含む「学校評価システム」とを両輪として、「開かれた学校づくり」を推進する。取組項目15と共通

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
20	政策の評価	アンケート、モニター調査などによる市民意見の活用 <b>着手済</b>	事業実施後において、その趣旨や目的に沿って事業が達成できたかを確認し、次の施策に活かしていく必要があります。本市では、これまでもシンポジウムや公開フォーラムなどの参加者に対するアンケート調査や施設利用者に対するモニター調査などを行ってきましたが、より一層、事業実施の際のアンケート調査やヒアリングを充実するとともに、調査結果の分析と評価の結果をホームページで公表するなど、市民意見に基づくより良い運用を積極的に進めます。 [取組目標] アンケートやモニター制度のより一層の活用積極的に取り組みます。	事業実施での参加者に対するアンケート調査やヒアリング、施設利用者へのモニター制度など、直接に参加市民の意見を聴取することも考えられる。これらは、簡便であるとともに、即座に具体的な意見が収集でき、効果的である。	<p>市民対応窓口サービス評価制度に基づくアンケート調査（総務局）</p> <p>1 京都市市民対応窓口サービス評価制度</p> <p>概要 サービスの基本である接遇を中心とした市民対応窓口サービスの質の改善と向上を図るため、平成14年度から隔年で、来庁者に窓口対応などの満足度を評価していただく「京都市市民対応窓口サービス評価制度」を実施している。</p> <p>平成14年度 実施内容 ・実施時期 7月、8月の2箇月間のうちで、職場ごとに5日間以上の期間を定めて実施 ・実施職場 原則として、不特定の市民の方がおおむね100人以上来庁される職場 ・実施方法 評価用紙によって、原則5項目（対応の仕方、身だしなみ、説明の仕方、所要時間、案内表示）について、5段階評価（5点：大変満足、4点：満足、3点：普通、2点：不満、1点：大変不満）</p> <p>実施結果 ・実施職場数及び回収数 54職場、139課相当（市全体の約3割）で実施、合計31,915枚のアンケートを回収 ・評価結果 各項目ともおおむね「満足(4点)」となる3.79～4.00の高い評価 ・改善策を要した職場 3職場5項目において平均点が3.5点未満となったため、改善策を立案し、実施。</p> <p>結果の公表 全市分の結果を市民しんぶん1月1日号に掲載するとともに、行政改革課のホームページに掲載した。 また、実施職場において、それぞれの結果を12月中旬から1箇月間来庁者の目に触れやすいところに掲示した。</p> <p>平成16年度 実施内容 ・実施時期 8月、9月の2箇月間のうちで、職場ごとに5日間以上の期間を定めて実施 ・実施職場 平成14年度に同じ ・実施方法 平成14年度に同じ</p> <p>実施結果 ・実施職場数及び回収数 80職場、310課相当（市全体の約4割）で実施、合計32,896枚のアンケートを回収 ・評価結果 平成14年度に引き続き、各項目ともおおむね「満足(4点)」となる3.76～4.03高い評価 ・改善策を要した職場 7職場13項目において平均点が3.5点未満となったため、改善策を立案し、実施。</p> <p>結果の公表 全市分の結果を市民しんぶん12月1日号に掲載するとともに、行政改革課のホームページに掲載した。 また、実施職場において、それぞれの結果を11月下旬から1箇月間来庁者の目に触れやすいところに掲示した。</p> <p>2 京都市市民対応窓口サービスモニター制度</p> <p>概要 市民の市政参加を推進するとともに、市民各層の意見等を組織的かつ継続的に聴取し、本市の市民対応窓口サービスの質の改善と向上に資するため、平成14年度に「京都市市民対応窓口サービスモニター制度」を実施した。</p> <p>活動内容 公募による30名の市民モニターの方に、主に区役所や本市の施設等における市民対応窓口サービスに関する日常的、継続的な点検等を行っていただき、これに基づいた意見、要望、提案などを3箇月に1回程度、計3回モニターレポートとしてまとめ、提出していただいた。モニターレポートで出された意見などをもとに、課題や解決策などについて話し合うためにモニター会議を計3回開催した。そこでは、平成14年度の市民対応窓口サービス評価制度の結果についての御意見もいただいた。</p> <p>活動結果 15年4月に、頂いた提案などを取りまとめたモニター報告書を作成した。</p> <p>京都市介護サービス評価事業（保健福祉局）</p> <p>概要 平成12年度から実施 事業者が提供するサービスについて自ら評価する「自己評価」と、利用者又は家族が評価する「利用者評価」を組み合わせ実施し、結果を公表することによって、市民の選択性の向上に寄与し、併せてサービスの質的向上を図る。</p> <p>実施期間 平成15年11月～平成16年1月、平成16年10月～平成17年2月 参加事業所数 平成15年度：495事業所 平成16年度：539事業所</p> <p>実施結果 [平成15年度] 提供されるサービスについての利用者の満足度は、どのサービスも「満足している」、「ほぼ満足している」を合わせた割合が全体の8割を超えている。 [平成16年度]平成17年4月に結果公表予定。</p>	<p>平成14年度に引き続き高い評価をいただいたことは、全庁挙げて市民対応窓口サービス向上の取組を継続的に推進してきた成果の表れと考えている。</p> <p>しかし、この結果に満足することなく、今後ともすべての職場において、市民の皆様にもっと「満足」していただけるよう一層努力し、市民対応窓口サービスの向上をはじめとする職場改善活動に取り組んで行く。</p> <p>評価の信頼性を高めるためには、より客観性を担保することができる第三者評価を実施する必要がある。</p> <p>京都府が平成17年度から京都市内の事業所を含めた第三者評価を実施することから、本事業については、平成17年度以降、京都府の事業に一本化する。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
21	市民参加を進めるための行政の体制づくり	市職員の意識改革と能力の向上 市民参加を促進する職員研修の充実 着手済	広く職員が、市民参加について正しい理解を深め、意識改革と力量の強化に資する研修の充実を図ります。 また、これまでから市民との合意形成の手法の習得を目指したパートナーシップ研修を市民の参加を得て実施しており、今後とも様々な講演会や講座の受講を促進するなど、市民意見を反映した主体的な政策形成を進めるための職員研修の充実を図ります。 [取組目標] 平成18年度までに半数以上の職員(5,000人以上)、22年度までに全職員の受講を目指します。	市民が直接に接する事業の実施部門の機能強化や権限委譲などとともに、全ての市職員が参加の手法やそのノウハウを得られるようガイドラインの作成や研修の充実を図ることが必要である。	市民参加を促進する職員研修の充実(総務局) 平成13年度以降の市民参加に関する研修実施状況(平成16年12月31日現在) 階層別研修(新規採用職員研修, 新任係長級職員研修等)における「市民参加」をテーマとした科目の実施 ・ 概要: 広く職員の意識改革を図るとともに、市民参加への理解を深めるための講義等を実施した。 ・ 回数: 20回 ・ 受講者数: 3,602人 パートナーシップ講座 ・ 概要: 市民の方の参加をいただき、ワークショップ手法を中心に、市民との合意形成手法の習得を図るための講義・演習(まち歩き等)を実施した。 ・ 回数: 4回 ・ 受講者数: 86人 プレゼンテーション講座 ・ 概要: 様々な情報を市民に効果的に発表・伝達する技術を習得し、行政の説明責任(アカウンタビリティ)を確保するための講義・演習を実施した。 ・ 回数: 3回 ・ 受講者数: 65人	平成13年度以降、延べ3,753人の職員が市民参加に関する研修を受講している(平成16年12月31日現在)。受講者の理解度は概ね高く、市民参加への理解、認識が着実に高まってきているものと考えられる。今後も、取組目標の実現に向けて、引き続き市民意見を反映した主体的な政策形成を進めるための研修を実施する。
22	市民参加を進めるための行政の体制づくり	市職員の意識改革と能力の向上 市民参加ガイドラインの作成 完了	市職員の意識改革を進め、施策や事業に市民参加の取組をより一層取り入れるため、本市の現行制度やその運用についての解説、参加を進めるための取組の基準や指針、チェックポイントの提示、参加手法やその実施方法についての紹介など、職員が参加手法やノウハウを得られる市民参加に関する総合的なガイドライン(指針)を作成します。 また、同時に、市民にとっての手引きとしても活用します。 <作成項目> 1. 審議会公開規程 2. 審議会委員選考規程 3. パブリックコメント実施規程 4. 電子会議室運用規程 5. ワークショップ運営マニュアル 6. 出前トーク運営マニュアル 7. 日常業務点検マニュアル その他 [取組目標] 平成14年度に作成します。	市民が直接に接する事業の実施部門の機能強化や権限委譲などとともに、全ての市職員が参加の手法やそのノウハウを得られるようガイドラインの作成や研修の充実を図ることが必要である。	市民参加ガイドラインの発行(総合企画局) 取組状況 平成15年9月、審議会の公開や委員の選任、パブリック・コメントに関する職員向けの実務的な手引書として作成し、配布している。 また、平成17年1月には庁内イントラネットにおいて、同内容の情報及び出前トークについても掲載し、更なる浸透を図っている。 効果・職員の反応 市民参加の取組に関する、実務的な手引書として多くの職員に活用されている。 特に審議会委員の選任やパブリック・コメントの実施方法等が詳しく掲載されており、取組推進の一助となっている。	今後は内容を適宜精査し、必要に応じて更新するとともに、ワークショップに関する手引きもしくは事例集を作成する必要がある。
23	市民参加を進めるための行政の体制づくり	市職員の意識改革と能力の向上 重要事務事業庁内説明会の開催 未着手	各局・区の所管する重要な事務事業について、市職員向けの事業説明会を定期的に行い、情報の的確な伝達を図り、出前トークなど市民参加に向けてのアカウンタビリティ(説明責任)の基盤づくりを進めます。また、併せて説明会の開催を通じて、市職員のプレゼンテーション能力の向上を図ります。 [取組目標] 平成15年度から、特に市民に説明を要する事業を中心に取組みます。	-	重要事務事業庁内説明会の開催(総合企画局) 平成17年度中の実施に向けて検討中である。	市民参加の前提となる市民との情報共有、アカウンタビリティの推進のための取組として、局における年度ごとの重点、目標、予算、重要事業等を明らかにした「局政策推進方針」を平成16年6月に策定し、ホームページ上で公表している。 担当職員以外の職員が、各局・区等が所管する重要事務事業を理解することは、市民への説明責任を果たす上で重要と思われるので、既存の会議や研修等の活用を含めて、早急に実施する必要があると考えている。
24	市民参加を進めるための行政の体制づくり	市職員の意識改革と能力の向上 職員人材バンクの設置 未着手	ワークショップなど市民参加手法の活用を経験した市職員が、事業におけるワークショップ運営などを支援する全庁的な職員人材バンクを設置し、取組を進めます。 [取組目標] 速やかな設置に努め、平成17年度までに、人材バンク登録職員数300人を目指します。	市職員による地域の市民参加事業への積極的協力が可能となる制度づくりが求められる。	市民参加推進に関する基礎研修の実施 職員人材バンクに登録できるような人材の育成及びバンクを活用した事業展開を図る観点から、課長補佐級以下の職員を対象に、市民参加の趣旨に職員の理解を深めることを目的に、ワークショップなどの市民参加を推進する手法を体験できる実践的な研修を実施した。(平成17年2月、3月)	庁内からも職員人材バンクの設立を望む声があがっており、早急に設立に向けて、服務等の庁内調整を行う必要がある。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
25	市民参加を進めるための行政の体制づくり 市職員の意識改革と能力の向上	市民参加手法開発研究会の設置 検討・着手予定	効果的な市民参加のあり方を研究するため、学識経験者、各種団体、NPO、公募市民、市職員などで構成する「市民参加手法開発研究会」を設置し、新たな市民参加手法の開発に取り組みます。 [取組目標] 平成14年度に設置し、手法の開発に取り組みます。	-	市民参加手法開発研究会の設置（総合企画局） 平成18年の市民参加推進計画の見直しに向けて、平成17年度に設置する予定である。	新たな市民参加手法の研究と開発は、市民参加推進計画の見直しと連動させて取り組むべき項目であり、市民参加推進フォーラムの議論に合わせ、設立していく。
26	市民参加を進めるための行政の体制づくり 庁内体制の整備	庁内情報の横断的共有手段とする市役所イントラネットの構築 着手済	市民参加をより充実したものにするには、市職員が市民の目線で横断的に庁内情報を把握していることが不可欠です。電子情報による情報共有を進めるため、市役所イントラネット上での提供を促進するなど庁内の情報化を更に推進します。 [取組目標] 「新・高度情報化推進のための京都市行動計画」に基づき積極的に情報化を進めます。	分野に応じた縦割りによる行政の推進は、複雑化、専門化した今日の社会における効率的なしくみではあるが、その弊害も指摘されているところである。縦割りにならない市民の思いを受け止め、部局を横断した総合的な行政が進められるよう庁内情報の横断的共有のしくみと政策の複合化、総合化に向けた調整機能の充実が必要である。	市役所イントラネットの構築（総合企画局） 平成7年度からイントラネットの構築を開始し、平成16年度末で、全事業所へのイントラネット構築を完了するとともに、平成16年12月末現在で、3,200台のパソコンをイントラネットに接続し、情報共有の基盤を構築した。 庁内での照会・回答・通知文書の電子化の推進や、各所属で保有している要綱、要領、統計、研修資料、申請書等帳票の書式等をイントラネット上に登録し、必要に応じて閲覧・利用できる環境の整備により、情報共有は着実に進んできたが、文書管理システムが現在整備中であるため、所属を超えた本市全体でのITを活用した情報共有はまだ不十分である。 平成19年4月の運用開始に向け、現在開発を進めている文書管理システムの構築を着実に実施するとともに、イントラネットを活用した本市全体の情報共有を推進する取組が必要である。	事業所単位でのイントラネット接続は完了したが、各職員単位でみれば、現在のイントラネットパソコンの導入台数は、情報共有の基盤として十分とはいえないため、さらにイントラネットパソコンの導入を進める必要がある。
27	市民参加を進めるための行政の体制づくり 庁内体制の整備	勤務時間のフレックス化などの研究 未着手	市民参加関連業務を初めとする様々な業務について、必要に応じて勤務時間のフレックス化を図るなど勤務条件についての研究を進めます。 [取組目標] 実態調査を行うなど早期に研究を進めます。	市職員による地域の市民参加事業への積極的協力が可能となる制度づくりが求められる。	区役所・支所及び出張所での昼休み窓口の実施（文化市民局） 市民にとって最も身近な行政機関である区役所・支所において、きめ細かな行政サービスを提供するため、平成16年6月から、区役所・支所の全課において昼休み時間帯の窓口業務を実施している。	昼休み時間帯にしか来れない市民の方もいることから概ね好評である。今後、昼休み時間帯に取り扱う窓口業務の拡大に向け、検討を進める。
28	市民参加を進めるための行政の体制づくり 庁内体制の整備	市民及び市職員の市民参加形事業に取り組む意欲の向上 着手済	市政への市民参加については、全ての市職員が理解を深め、職務を通じて実践することが必要です。市民参加型事業の顕彰やニューズレターなどを通じ参加意欲を高めるよう取組を推進します。 [取組目標] 平成14年度から検討を始め、15年度の実施に向けて取り組みます。	-	庁内の情報共有の取組（総合企画局） 取組状況 (1) 庁内イントラネット上に「市民参加のページ」を開設（平成17年1月～） 実務的な手引きとなる「市民参加ガイドライン」（取組項目22）などを掲載し、市民参加に関する情報を職員に提供している。 (2) 市民参加通信「わんさか参加サロン」の発行（平成17年2月～） 各局区等で行われている、ワークショップなどの市民参加の取組を紹介するとともにパブリック・コメントの実施情報やプロジェクト推進室（市民参加担当）からのお知らせなどを掲載した、職員向けの情報誌を発行し、配布している。概ね1箇月に1回のペースで発行する予定。 効果・職員の反応等 開始して間もない取組や実施前の取組もあるため、効果や反応については把握できていない。	取組を開始したばかりであり、具体的な効果は分からないが、庁内イントラネットの活用により、手軽に市民参加情報の発信ができ、職員が市民参加を身近な取組として理解するきっかけづくりとなると思われる。
29	市民参加を進めるための行政の体制づくり 庁内体制の整備	市民の意見や提案がどのように反映されたかが明らかになるような仕組みの充実 着手済	市民参加が進展していくためには、市民にとって、自分の意見がどのように市政に反映され、活かされたか実感できることが必要です。 このため、市民の意見がどのように反映されたのかが明らかになるよう、パブリック・コメントその他の意見提出手続において、意見・提案の取扱いや対応について市民にお知らせしていくよう制度の改善や取組の充実を図るとともに、新たな仕組みづくりを進めます。 [取組目標] 平成14年度から取組の充実を進めるとともに、新たな仕組みづくりについての検討を進めます。	意見聴取とその反映のプロセスが明らかでないと、市民は提案の意欲を失い、参加を抑制してしまいかねない。市民から聴取した意見や提案がどのように反映されたのかが明らかになるよう、参加により自らの意見が活かされるのだという実感が市民に広がるように取り組むことが重要である。	京都市地球温暖化対策条例（環境局） 寄せられた意見に対する本市の考え方を取りまとめ、意見を提出していただいた方々に直接郵送し、返答した。（平成16年12月14日 送付件数55件）	意見では、概ね良い評価を得ている。更なる参加者を募る方策が課題である。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
30	市民参加を進めるための行政の体制づくり	権限の適切な配分 事業実施部門への権限の促進 <b>着手済</b>	市民と直接に接する事業実施部門が、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、事業実施部門への一定の権限の委譲を促進します。 〔取組目標〕 順次取組を進めます。	市民が直接に接する事業の実施部門の機能強化や権限委譲などとともに、全ての市職員が参加の手法やそのノウハウを得られるようガイドラインの作成や研修の充実などを図ることが必要である。	事業実施部門への権限の委譲の促進（総務局） 平成14年度 ・経費支出の権限を庶務担当部長に大幅に委譲 ・局の庶務担当課の係長に軽易な専決を付与 平成15年度 ・行政評価システムを活用した戦略的予算編成システムの導入（「局配分枠」の導入） ・職員定数の枠配分方式の導入 ・課を置かない室の担当課長に専決権限を付与 平成16年度 ・局長等への予算の流用及び移用権限の委譲 ・部長級以下への権限の大幅委譲 ・契約事務の多様化に対応した契約事務及び権限の見直し	今後も、時代や市民のニーズに的確に対応し、市民に高品質で満足度の高いサービスを提供できるよう、市民の行政需要に精通した各部署への組織内分権の一層の拡大を図る。
31	市民参加を進めるための行政の体制づくり	権限の適切な配分 区役所機能の強化 <b>着手済</b>	市政への市民参加を促進するためには、庁内分権を進め、市民に身近なところで物事が決定され、協働を前提に実施されるという、参加が実感できる市政運営が重要です。 このため、個性を活かした魅力ある地域づくりを進めるための地域の拠点となる区役所づくりを目指し、「個性あふれる区づくり推進事業」などを実施していますが、更に市民のニーズに、迅速かつ的確に対応し、協働の取組が進められるよう区長の権限を強化するとともに、局・区間の連携を一層強める仕組みや地域ニーズを市政へ反映するシステムなどの具体化を進めます。 〔取組目標〕 引き続き取組を進めます。	市民が直接に接する事業の実施部門の機能強化や権限委譲などとともに、全ての市職員が参加の手法やそのノウハウを得られるようガイドラインの作成や研修の充実などを図ることが必要である。	区政改革に向けた今後の取組（文化市民局） 各区基本計画に基づく個性あふれるまちづくりを一層推進し、また、市民サービスの向上を図るため、平成16年4月に、「区政改革に向けた今後の取組」を策定し、本格的に区政改革をスタートさせることとした。この中で、区役所が区民の声を踏まえ、各区基本計画の推進や区内の課題を解決するために、平成17年度予算要求から「区政策提案予算システム」を試行実施した。また、区長のリーダーシップの下、区行政の総合化を図るためには、区長・支所長に区行政に関する情報を集約するとともに、局が行う事業に、行政区の実情を生かすことが必要との観点から、「区行政の総合的推進に関する規則」の平成16年度中の制定に向けて検討を進めている。	「区政策提案予算システム」の導入に伴い、区役所の独自事業として、平成17年度予算で6つの事業が採択された。今後、試行結果を検証し、必要な見直しを実施する。

## 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援

地方分権時代における市民の豊かな暮らしを実現するためには、市民生活に直接に関わる身近な課題から、学区単位、行政区単位、更には、全市で考えるべき課題まで、幅広い領域において、市民自らが主体的に取組を進め、地域の運営に関わっていく「地域のまちづくり」が不可欠です。

地域のまちづくりを進めるに当たって、地域レベルで思いを共にする人と人との出会いの場があり、市民が自ら行動に結び付けていくような、さまざま市民が参加する組織とネットワークをつくる必要があります。

市民が地域における問題解決に主体的に関わり学ぶことにより、市民力の向上が図られ、こうした市民の蓄積された力を市政運営に結集することによって、より良いまちづくりの実現が可能となります。

このため、町内会や自治会などの地縁団体に加え、各種団体などの自主的・自立的な活動を支援するとともに、新たな課題に対応して市民の間に芽生えた自治の取組を大切にしながら、まちづくりに関わる活動や新たな組織の設立を支援していきます。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
32	自主的な活動を始める手がかりの提供	地域における自主的活動のきっかけとなる取組の充実と、地域のことを知る学習機会の創出 <b>着手済</b>	地域に新しい活動を生み出すためには、何より地域の人々が自分たちの住んでいる地域社会を、「もの」「こと」「人」などの地域資源や地域課題、地域の状況などの情報を見直し、共有することが重要です。 地域の伝統産業や伝統文化、地元で活動している人々や団体について知ることは、地域社会は身近な住民が育てているという意識を高めるのに役立つとともに、地域に対する愛着や誇りを高め、地域における活動を始めるきっかけとなります。 このため、「地域防災マップづくり」や「地域観光マップづくり」あるいは、「まちの宝物さがし」など、数多くの地域住民が参加し、意見交換できる取組や、環境、福祉、教育、防災などの問題を地域で学習する機会の充実が必要です。 景観・まちづくりセンターでは、「地域まちづくりセミナー」を開催し、事例学習を通じた、まちづくりのきっかけづくりを進めてきましたが、今後も、様々な地域の自主的な取組に対する支援を充実するとともに、地域の文化や産業などを子どもたちを初め様々な市民が体験し、学習できる機会を充実し、地域への理解を深める取組を支援します。 〔取組目標〕 伝統文化・伝統産業の体験については、その実施件数の拡大を進めるとともに、中学生の職場・ボランティア体験については、平成14年度に全ての市立中学校（79校）での実施を目標として、引き続き推進します。 また、景観・まちづくりセンターでは、平成15年度から京都のまちづくりに関する常設展示やセミナー等により、まちづくりについての理解を深める取組を実施します。	市民力の向上は、まず市民一人ひとりが、自分の身の回りのこと、地域の課題と市政の課題との関係に気づくことから始まる。行政は、そのために多様なプログラムを用意することが求められる。例えば、これまで市政に関わることのない市民や、住み始めて日が浅い市民などが、まず自分たちの地域を見直し、活動を始めるきっかけづくりとなるような「地域の防災マップづくり」や「まちの宝物さがし」などの実施や、学習機会の提供、また、市民が自分たちの活動を広げるための人のネットワークをつくる「地域人材リストの作成」など、市民自らが主体的にかかわり、継続していけるプログラムを用意し、実践を重ねていくことが必要である。	いきいき北区プラン・フォローアップ事業（北区役所） 概要 市民活動支援事業「いきいき北区プラン・フォローアップ事業」を平成16年度に創設し、「まちの魅力アップ」「まちの課題解決」「地域コミュニティ活性化」を目指す区民を主体とし地域で活動している団体等の活動に助成金（上限10万円）を交付する。 実施期間 平成16年5月～17年3月 実施状況 助成事業6件 実施結果 3月15日に成果発表会を開催予定のため未集約	市民自らが主体的に地域のために活動するための基盤作りとして一定の役割を果たしている。
			「知られざる歴史的文化遺産の再発掘とまちづくり資源としての整備」チーム（左京区役所） 概要 左京区役所では、左京区基本計画の推進を図るため、区役所職員有志による3つのプロジェクトチームを設けている。3つのチームのうち、「知られざる歴史的文化遺産の再発掘とまちづくり資源としての整備」チームでは、左京区民が自分たちのまちの魅力について認識を深めるとともに、新たな魅力や気付いていなかった魅力を再発見し、今後のまちづくりの資源として活用することを目的に取組を進めている。 実施状況 平成15年度は、地域の団体・中学校と連携を図り、修学院・一乗寺の散策マップ「歴史・文化・学区のまち左京区 であい・ふれあい散策マップ ～修学院・一乗寺～」を作成した。 <作成部数> 20,000部 <配布先> 左京区役所、鉄道主要駅、地域内史跡各所 など 平成16年度は、左京区に保存・伝承されている「火」を用いた祭り・伝統行事等をテーマに、シンポジウム「左京に息づく火の文化 ～炎に願いを託して～」を開催し、各保存会の人にパネリストとして参加してもらった。 <第1回> 開催日：8月8日、場所：京都府会館会議場、入場者数：180名 <第2回> 開催日：9月25日、場所：京都府会館会議場、入場者数：150名 会場アンケートでは、8～9割の人が「満足」「とても満足」と答え、「よい企画だった」「わかりやすくよかった」「伝統行事を保存することの苦労がわかった」「今後もこんな企画をしてほしい」などの意見があった。	平成15年度も平成16年度も、地域と連携を図ることで、より充実した取組を行うことができた。特に16年度のシンポジウムでは、地域の人たちに直接語ってもらうことにより、自分たちの地域を見直すきっかけとなったと思われる。今後も、地域との連携を深めることによって、自主的なまちづくりを促進する取組を展開する。		
			中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業（中京区役所） 概要 区民と行政とのパートナーシップのもと、中京区基本計画の目標である「にぎわいのある中京」を実現するため、区民の活力と自由な発想が最大限生かされた区民主体のまちづくりの取組を支援する事業。新規事業立ち上げ費用のうち、対象経費の2分の1以内（限度額10万円）で補助（営利事業等を除く）を平成15年度から行っている。 実施状況 平成15年度：9件、平成16年度：7件 実施結果 1年目は、地元自治連合会を中心に多くの応募があったため、2年目は応募がなくなると危惧されたが、事業の周知に努めた結果、商店街や福祉関係団体など幅広い団体から応募があり、地域全体のまちづくりへの関心が高まり、取組の裾野の広がりが感じられた。	各種団体の集会など機会を捉えて事業説明を行った結果、多くのまちづくり活動団体と区役所との連携の機会を得ることができたことは、副次的ではあるが重要な成果である。 財政的に苦しい状況下ではあるが、地域団体との連携を深める重要な方策として、今後とも可能な限り支援事業の継続に努めたい。		
あかしゃふれあい盆踊り大会（中京区役所） 概要 平成14年度から毎年夏に、朱雀第四小学校校庭にて実施している。平成15年度からは、朱雀第四学区自治連合会の各団体、西三条福祉委員会および聴覚言語障害センターの代表者によって構成された「あかしゃふれあいまつり実行委員会」と京都市壬生コミュニティセンターが主催している。学区の地域女性会が音頭をとる盆踊りの他、各種団体構成員によって飲食模擬店なども行われている。参加者は年々増加しており、平成16年度は約500人の参加があった。 ○実施状況 平成15年度：8月28日（木） 平成16年度：8月26日（木）	参加者からは、「学区内における夏の名物イベントとして楽しみにしている」との声が聞かれ、概ね好評である。					

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
32	自主的な活動を始める手がかりの提供	-	<p>地域における自主的活動のきっかけとなる取組の充実と、地域のことを知る学習機会の創出</p> <p>地域に新しい活動を生み出すためには、何より地域の人々が自分たちの住んでいる地域社会を、「もの」「こと」「人」などの地域資源や地域課題、地域の状況などの情報を見直し、共有することが重要です。</p> <p>地域の伝統産業や伝統文化、地元で活動している人々や団体について知ることは、地域社会は身近な住民が育てているという意識を高めるのに役立つとともに、地域に対する愛着や誇りを高め、地域における活動を始めるきっかけとなります。</p> <p>このため、「地域防災マップづくり」や「地域観光マップづくり」あるいは、「まちの宝物さがし」など、数多くの地域住民が参加し、意見交換できる取組や、環境、福祉、教育、防災などの問題を地域で学習する機会の充実が必要です。</p> <p>景観・まちづくりセンターでは、「地域まちづくりセミナー」を開催し、事例学習を通じた、まちづくりのきっかけづくりを進めてきましたが、今後も、様々な地域の自主的な取組に対する支援を充実するとともに、地域の文化や産業などを子どもたちを初め様々な市民が体験し、学習できる機会を充実し、地域への理解を深める取組を支援します。</p> <p>[取組目標]</p> <p>伝統文化・伝統産業の体験については、その実施件数の拡大を進めるとともに、中学生の職場・ボランティア体験については、平成14年度に全ての市立中学校(79校)での実施を目標として、引き続き推進します。</p> <p>また、景観・まちづくりセンターでは、平成15年度から京都のまちづくりに関する常設展示やセミナー等により、まちづくりについての理解を深める取組を実施します。</p>	<p>市民力の向上は、まず市民一人ひとりが、自分の身の回りのこと、地域の課題と市政の課題との関係に気づくことから始まる。行政は、そのために多様なプログラムを用意することが求められる。例えば、これまで市政に関わることのない市民や、住み始めて日が浅い市民などが、まず自分たちの地域を見直し、活動を始めるきっかけづくりとなるような「地域の防災マップづくり」や「まちの宝物さがし」などの実施や、学習機会の提供、また、市民が自分たちの活動を広げるための人のネットワークをつくる「地域人材リストの作成」など、市民自らが主体的にかかわり、継続していけるプログラムを用意し、実践を重ねていくことが必要である。</p>	<p>あかしやふれあいまつり(中京区役所)</p> <p>○概要 平成12年度から、朱雀第四学区自治連合会の各団体、西三条福祉委員会および聴覚言語障害センターの代表者によって構成された「あかしやふれあいまつり実行委員会」と京都市壬生コミュニティセンターとの共催で、人権月間である12月に壬生屋内体育館にて実施されている。模擬店や舞台発表に代わって、人権啓発パネルの掲示や識字学級生徒の作品、地元小中学校生徒が人権をテーマに作成した絵画などの展示を行っている。また学区内の老人デイサービスセンターの案内チラシなども会場内に設置し、周知を行っている。参加者は年々増加しており、近年では約600人程度の参加者がある。</p> <p>○実施状況 平成15年度：12月7日(日) 平成16年度：12月5日(日)</p>	<p>回を重ねるにつれ、各構成員からの積極的な意見も増えてきており、名実ともに市民参加型の事業へと成長してきているように思われる。</p>
					<p>いきいきネットワーク(東山区役所)</p> <p>市内で最も高齢化が進んでいる東山区において、平成15年度から区内の各種団体が相互に連携して、地域が主体となって在宅の高齢者を支援する「いきいきネットワーク(保健・医療・福祉のネットワーク)」を元学区を単位に立上げ、地域・行政・関係機関が連携して、地域ケア活動を展開している。</p> <p>更に、市の安心・安全ネットワーク形成事業におけるモデル学区として、六原学区では「六原いきいきネットワーク」に「安・安部会」を設け、災害時の地域コミュニティの協力体制の確立や防犯意識の向上を目指した活動を行っており、平成16年度は安心・安全マップの作成や子ども炊き出し訓練等を行った。</p>	<p>「いきいきネットワーク」については、既に立ち上がっている3学区と今年度中に立ち上がる予定の5学区について、順次高齢者の実態調査を行っていくが、残る3学区についても早期立上げに向けて働きかけていく。六原学区の安・安部会は、その活発な活動によって地域のつながりが一層強固になり、モデル学区としての支援が終了しても活動を継続するとともに、発展させたいとの意向である。</p>
					<p>音羽草田町ちびっこひろば整備事業(山科区役所)</p> <p>概要 地域住民と行政、事業者、大学とのパートナーシップにより「ちびっこひろば」の再整備を行うことを通じて、住民によるまちづくり活動の推進、地域コミュニティの形成、活性化を図ることを目的として実施した。山科区役所、京都府建設業協会青年部、京都大学の支援のもと、地域住民が主体となって実行委員会「草田ちびっこひろばをみんなの広場に作る会」を結成し、ワークショップを開催し、広場の再整備を行った。</p> <p>実施期間 平成14年9月～15年9月 実施状況 実行委員会8回 ワークショップ6回 手作りひろば大作戦5回 地域住民など延べ約700人参加</p> <p>実施結果 芝生の築山・パーゴラ・花壇・砂場などが完成し、新しくなった広場に「音羽夢ひろば」と名付けた。平成15年9月に約150名が参加して「お披露目式」を行い、同年11月に地域住民17名による管理組織が設立され、清掃活動や花の手入れなど日常の維持管理を行っている。</p>	<p>ちびっこひろばの整備を通して、町内に地域の課題と一緒に取り組んで行こうという機運が高まっている。</p>
					<p>山科区「まちの宝物」探検隊、山科区歩くガイドマップ制作事業(山科区役所)</p> <p>概要 山科区の地域資源を再発見したり親しんだりすることのできる「歩くコース」などを地図にまとめて情報発信することにより、区民をはじめ多くの人に山科の魅力を再発見してもらうことを目的として、京都橘女子大学の協力のもと、公募区民、大学生などからなる委員により「やましな“新”宝もの見つけ隊」を組織し、ワークショップによる企画、まち歩きによる調査・取材活動を実施し、ガイドマップを作成した。</p> <p>実施期間 平成14年12月～15年3月 平成15年4月～16年3月 実施状況 ワークショップ3回 まち歩き3回 延べ108人参加 ワークショップ22回 まち歩き18回 延べ800人参加</p> <p>実施結果 ガイドマップの名称を「Let's walk やましな ホップ・ステップ・マップ」として、15,000部発行し、平成16年4月より区役所で無料配布している。また、山科区ホームページに掲載しているほか、市民しんぶん山科区版でも掲載中である。</p>	<p>作成したマップは、区内小学校の総合学習や老人クラブ、女性会のサークル活動で利用されるなど、区民の地域資源に対する関心を高めるきっかけとなっている。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
32	自主的な活動を始める手がかりの提供	-	<p>地域における自主的活動のきっかけとなる取組の充実と、地域のことを知る学習機会の創出</p> <p>地域に新しい活動を生み出すためには、何より地域の人々が自分たちの住んでいる地域社会を、「もの」「こと」「人」などの地域資源や地域課題、地域の状況などの情報を見直し、共有することが重要です。</p> <p>地域の伝統産業や伝統文化、地元で活動している人々や団体について知ることは、地域社会は身近な住民が育てているという意識を高めるのに役立つとともに、地域に対する愛着や誇りを高め、地域における活動を始めるきっかけとなります。</p> <p>このため、「地域防災マップづくり」や「地域観光マップづくり」あるいは、「まちの宝物さがし」など、数多くの地域住民が参加し、意見交換できる取組や、環境、福祉、教育、防災などの問題を地域で学習する機会の充実が必要です。</p> <p>景観・まちづくりセンターでは、「地域まちづくりセミナー」を開催し、事例学習を通じた、まちづくりのきっかけづくりを進めてきましたが、今後も、様々な地域の自主的な取組に対する支援を充実するとともに、地域の文化や産業などを子どもたちを初め様々な市民が体験し、学習できる機会を充実し、地域への理解を深める取組を支援します。</p> <p>[取組目標]</p> <p>伝統文化・伝統産業の体験については、その実施件数の拡大を進めるとともに、中学生の職場・ボランティア体験については、平成14年度に全ての市立中学校(79校)での実施を目標として、引き続き推進します。</p> <p>また、景観・まちづくりセンターでは、平成15年度から京都のまちづくりに関する常設展示やセミナー等により、まちづくりについての理解を深める取組を実施します。</p>	<p>市民力の向上は、まず市民一人ひとりが、自分の身の回りのこと、地域の課題と市政の課題との関係に気づくことから始まる。行政は、そのために多様なプログラムを用意することが求められる。例えば、これまで市政に関わることのない市民や、住み始めて日が浅い市民などが、まず自分たちの地域を見直し、活動を始めるきっかけづくりとなるような「地域の防災マップづくり」や「まちの宝物さがし」などの実施や、学習機会の提供、また、市民が自分たちの活動を広げるための人のネットワークをつくる「地域人材リストの作成」など、市民自らが主体的にかかわり、継続していけるプログラムを用意し、実践を重ねていくことが必要である。</p>	<p>山科区「まちぐるみ交通事故ストップ作戦」事業(山科区役所)</p> <p>概要 平成14年の山科区の交通事故発生件数は、府内警察署管内でワースト3となっており、区民が交通事故の危険にさらされ、安心して生活を送ることが困難になっている。そこで、区民が一丸となって交通事故の防止に向けての諸活動を展開し、「安全・安心のまちづくり」を築くことを目的に、自治連合会、交通安全対策協議会を中心とした「山科区交通事故防止対策検討委員会」を設立し、交通事故の防止に向けて区民・事業者・行政が取り組むべき施策を盛り込んだ計画を策定した。</p> <p>実施期間 平成15年7月～16年3月</p> <p>実施状況 ・全学区における危険個所の調査及び安全対策の検討 各学区の交通安全対策協議会が中心となって調査を実施 調査活動従事者約200人 ・山科区交通安全のつどいの開催 参加者約600人 ・「交通安全やましなプラン-交通事故防止計画-」の策定</p> <p>実施結果 区民が主体となって策定した計画であり、策定以後関係行政機関ではその実現に向けて積極的に取組を進めている。区役所においても計画推進のため、平成17年度に予算を計上している。</p>	<p>従来の行政主体の取組から、区民自らが主体となって交通安全対策協議会を中心とした各学区交通安全対策調査委員会が7月～8月の炎天下の中、学区内の危険個所・問題個所の調査・点検を行い、山科区交通事故防止計画「交通安全やましなプラン」を策定し、交通事故防止計画の実現に向けた取組は大いに評価できる。</p>
					<p>区民さくら募金(山科区役所)</p> <p>概要 基本計画に掲げる「水と緑と歴史のプロムナードの整備」を区民みんなの手で推進し、山科区を自然豊かな潤いのあるまちにしていくことを目的とする。</p> <p>「ふれあい“やましな”実行委員会」が区民、企業・団体から募金を募り、その募金をもとに河川沿いなどにさくら等の植樹を行う。</p> <p>実施期間 平成14年10月～</p> <p>実施状況 14年度 募金額：493,000円 ソメイヨシノ10本植樹 15年度 募金額：795,620円 ソメイヨシノ16本植樹 16年度 募金額：412,000円 (平成17年2月現在)</p> <p>実施結果 区民の募金をもとに、毎年3月、山科川左岸に植樹</p>	<p>事業としては、好評を博している一方、16年度で3回目となるが、募金応募者が前年度を下回っており、今後、継続的に事業を進めるに当たって、その周知が課題となっている。</p>
					<p>山科区安全・安心まちづくり推進事業(山科区役所)</p> <p>概要 山科区では、近年安全を脅かされるような犯罪や交通事故が多発しているため、地域の安全は地域住民自らが地域の繋がりにより守っていくという意識醸成を図り、「安全・安心のまちづくり」を築くことを目的として、学区単位で安全・安心のまちづくりのための活動を行う団体に対し、事業費の一部を補助金として交付する。(同一団体2年間補助)</p> <p>・対象団体：自治連合会や各種団体など複数の団体が連携した組織</p> <p>実施期間 平成15年7月～18年3月</p> <p>実施状況 15年度 13学区中6学区に補助金を交付 16年度 全学区で補助金交付の見込み</p> <p>実施結果 15年度は6学区において自治連合会を中心に、学区社会福祉協議会や女性会、体育振興会などの各種団体が参画した地域の生活安全を推進するための組織が設立され(1学区は以前に設立済み)、パトロールや講習会などの活動が行われた。 16年度は、区内全学区において申請が予定されている。</p>	<p>各学区ごとに、地域自らが安全安心のまちづくりのため、幅広い組織づくりを行い、防犯活動等の取組を進めているが、初期の組織立上げ時の助成として有効なものとなっている。</p>
<p>山科区2万人まち美化作戦(山科区役所)</p> <p>概要 山科区を地域住民の手でごみのない美しいまちにしていくため、区内13学区自治連合会を中心に地域住民が一斉に美化活動を展開する。</p> <p>実施期間 平成15年6月1日、平成16年6月6日 環境月間に合わせて毎年1回開催予定</p> <p>実施状況 平成15年度 参加人数 約2万人、ごみ収集量 46t 平成16年度 参加人数 約1万8千人、ごみ収集量 37t</p> <p>実施結果 門掃きのほか、違反広告物の撤去、道路、河川、公園等の一斉清掃を区を挙げて実施。</p>	<p>本事業は、区内の美化につながるるとともに、地元の環境美化意識の向上という啓発面でも意義あるものとなっている。</p>					

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
32	自主的な活動を始める手がかりの提供	- 地域における自主的活動のきっかけとなる取組の充実と、地域のことを知る学習機会の創出	<p>地域に新しい活動を生み出すためには、何より地域の人々が自分たちの住んでいる地域社会を、「もの」「こと」「人」などの地域資源や地域課題、地域の状況などの情報を見直し、共有することが重要です。</p> <p>地域の伝統産業や伝統文化、地元で活動している人々や団体について知ることは、地域社会は身近な住民が育てているという意識を高めるのに役立つとともに、地域に対する愛着や誇りを高め、地域における活動を始めるきっかけとなります。</p> <p>このため、「地域防災マップづくり」や「地域観光マップづくり」あるいは、「まちの宝物さがし」など、数多くの地域住民が参加し、意見交換できる取組や、環境、福祉、教育、防災などの問題を地域で学習する機会の充実が必要です。</p> <p>景観・まちづくりセンターでは、「地域まちづくりセミナー」を開催し、事例学習を通じた、まちづくりのきっかけづくりを進めてきましたが、今後も、様々な地域の自主的な取組に対する支援を充実するとともに、地域の文化や産業などを子どもたちを初め様々な市民が体験し、学習できる機会を充実し、地域への理解を深める取組を支援します。</p> <p>[取組目標]</p> <p>伝統文化・伝統産業の体験については、その実施件数の拡大を進めるとともに、中学生の職場・ボランティア体験については、平成14年度に全ての市立中学校(79校)での実施を目標として、引き続き推進します。</p> <p>また、景観・まちづくりセンターでは、平成15年度から京都のまちづくりに関する常設展示やセミナー等により、まちづくりについての理解を深める取組を実施します。</p>	<p>市民力の向上は、まず市民一人ひとりが、自分の身の回りのこと、地域の課題と市政の課題との関係に気づくことから始まる。行政は、そのために多様なプログラムを用意することが求められる。例えば、これまで市政に関わることのない市民や、住み始めて日が浅い市民などが、まず自分たちの地域を見直し、活動を始めるきっかけづくりとなるような「地域の防災マップづくり」や「まちの宝物さがし」などの実施や、学習機会の提供、また、市民が自分たちの活動を広げるための人のネットワークをつくる「地域人材リストの作成」など、市民自らが主体的にかかわり、継続していけるプログラムを用意し、実践を重ねていくことが必要である。</p>	<p>右京区まちづくり支援制度(右京区役所)</p> <p>概要 区民の自発的、主体的なまちづくり活動への助成を通して、地域コミュニティの振興と区民参加によるパートナーシップのまちづくりを図るため、「右京区まちづくり支援制度」を平成15年度から実施している。</p> <p>実施主体 右京区役所、京都商工会議所右京区地域経済懇話会</p> <p>内容 右京区内の身近な地域で活動する団体、グループが実施するまちづくり事業を対象に、おおむね事業経費の2分の1に2万円を加えた額(上限2.2万円)を支援。支援を受けた団体は、活動成果を「右京区まちづくりフォーラム」で発表</p> <p>支援状況 15年度:6事業(応募14事業)、16年度:5事業(同10事業)</p>	<p>右京区まちづくり支援制度については、支援を受けた団体から好評を得ている。イベントだけでなく、地域における日常的な区民主体のまちづくり活動への支援を重点にすること、金銭以外に行政として総合的に支援することが課題である。</p>
					<p>西京まち・ひと・情報データベース(西京区役所)</p> <p>概要 西京区内で区民が自主的にまちづくり活動を実施している情報を収集・発信し、より一層の活性化を図る取組。</p> <p>実施期間 平成15年5月情報収集開始～現在継続中</p> <p>実施状況 平成15年度 西京区のまちづくり活動情報冊子「西京まち・ひと・情報データベース」(にしきょう・ねっと)を発行(平成16年3月)</p> <p>平成16年度 登録団体交流会を実施 西京区民ふれあい事業における情報発信 平成16年度版情報発信に向けた取組を継続中</p>	<p>平成15年度版の冊子に掲載された団体からは、区内の自治会における行事などに出演依頼が増えた等の声を聞いている。さらにまちづくり活動の輪を拡大していくための取組を進め、区内のまちづくり活動の一層の活性化を目指す。</p>
					<p>西京塾(西京区役所)</p> <p>概要 区民公募の塾生による、西京区の「いま」の学びを通して、区の魅力を発見・発信し、まちづくり活動に関わる人材を育成する取組。</p> <p>実施期間 平成16年7月開講、平成17年2月現在継続中</p> <p>実施状況 平成16年7月から計6回のフィールドワーク等を実施。現在平成16年度内の完成を目指して西京区の魅力を発信する冊子作成に取り組んでいる。</p>	<p>塾生からは、あまり知られていない区の魅力を学ぶことができた等好評を得ている。現在、塾生が区の魅力を発信する冊子作成に取り組んでおり、冊子作成後(平成17年度以降)、塾生が自主的に活動できるよう支援していく。</p>
					<p>区民・事業者・行政のパートナーシップによる活動の推進「伏見リサイくるっとフリマ」の開催(伏見区役所)</p> <p>日時 平成16年10月23日(土) 午前10時～午後3時</p> <p>場所 伏見桃山城駐車場</p> <p>内容 リサイクル・フリーマーケット、環境啓発コーナー、ペロタクシーの展示・試乗会などを実施。</p> <p>その他 公募によるボランティア15名が企画段階から当日の運営まで積極的に参加。開催に当たっては、ワーキング・グループを4回実施し、フリーマーケットの運営のほか、環境啓発コーナーの企画等について検討。</p>	<p>公募によるボランティアの参加者からは、「貴重な体験ができた。次回も参加したい。」「今後、ボランティア活動に積極的に取り組みたい。」などの意見が出ていた。</p> <p>当日は、約1,800名の来場者があり、「次回も開催してほしい。」「複数回開催してほしい。」などの意見が多く見られた。</p>
					<p>「まちづくり情報掲示板」の運営(伏見区役所)</p> <p>「伏見区ホームページ」上に設置した「伏見区まちづくり情報掲示板」には、「環境」「子育て支援」「地域福祉」「国際交流」「文化・スポーツ」の5つのテーマの掲示板を設けている。</p> <p>それぞれのグループ・団体の活動紹介や仲間募集、イベント告知などに活用してもらうなど、区内で地域コミュニティの活性化に取り組んでいるグループ・団体の活動を広くPRする場を提供している。</p>	<p>平成17年2月8日現在の投稿件数は、86件であり。</p> <p>今後も、より多くのグループ・団体に活用してもらえるよう、積極的にPRしていく。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
33	自主的な活動を始める手がかりの提供	- 誰でも使える身近なまちづくり活動の拠点「暮らしの工房(仮称)」づくりへの支援 <b>着手済</b>	<p>公的施設だけでなく商店街や企業、大学、社寺などの協力を得ながら、商店街の空き店舗、企業や大学、社寺の利用可能なスペースを活用し、市民誰もが情報を得たり意見交換を行ったり、ときには、まちづくりの専門家とともに地域課題の発見を行うなど、身近な活動の拠点となる「暮らしの工房(仮称)」づくりを支援し、市民活動支援センター(平成15年度開設)との連携のもとに、地域における市民の活動を振興します。</p> <p>なお、既に、学校の余裕教室を改修し、地域に開放し、生涯学習と地域コミュニティ活動の場とする「学校ふれあいサロン」の整備や、概ね2中学校区を1つの生涯学習ゾーンとして生涯学習施設を整備する「学校コミュニティプラザ」事業を展開しており、今後、これらの整備を推進するとともに、そのノウハウを活用して、「暮らしの工房(仮称)」づくりへの支援を図ります。</p> <p>[取組目標] 学校ふれあいサロン事業については、利用人数が平成22年度までに50万人(12年度29万人)に、学校コミュニティプラザ事業については整備ゾーン数を平成22年度までに17ゾーン(12年度7ゾーン)を目標に取り組みます。 また、「暮らしの工房(仮称)」づくりへの支援に向けて、速やかに調査や条件整備などを検討します。</p>	<p>多層、多様な市民活動の活性化を促すため、一人ひとりの市民にとっても活動のてがりの発見、知恵・技術の交流の拠点づくりや、既存組織や新しいグループをはじめ、地域づくりに関わる様々なひととを結びつけるネットワークづくり、さらには、建設が進められている市民活動支援センターをはじめ、景観・まちづくりセンターや女性総合センターなど各分野別センターの活用など、市民の活動の場とチャンスの提供が必要である。</p>	<p>学校ふれあいサロン事業及び学校コミュニティプラザ事業の実施(教育委員会)</p> <p>1 学校ふれあいサロン事業 概要 小学校の余裕教室1室を身近な生涯学習の拠点となる地域開放用施設として整備し、学校と連携を図りながら地域住民の自主的な管理運営を行う。 目的 地域に根差した生涯学習の推進を図り、元気な地域社会の創造を目指す。 実施状況 143校で実施。利用者数約26万5千人。(16年12月末現在)</p> <p>2 学校コミュニティプラザ事業 概要 概ね2中学校区を1つの生涯学習ゾーンとし、そのゾーン内にある小・中学校の全面改築等の機会にそのゾーン内にあるそれぞれの学校施設の実情を踏まえ、様々な生涯学習に利用できる施設を整備する。 目的 市民に開かれた学校づくりを推進し、施設の相互利用によって、あらゆる世代の市民の校区を越えた交流を推進し、地域コミュニティの再生と発展を図る。 実施状況 13ゾーン63校で実施。利用者数約8万1千人。(16年12月末現在)</p>	<p>学校と地域の連携が深まり、新たに文化サークルが生まれるなど学校を拠点とする地域に根差した生涯学習活動が活発になりつつある。</p>
34	市民力・地域力高める取組への支援	<p>学生や若者の力を地域づくりに活かす取組への支援 <b>着手済</b></p>	<p>地域において発言する機会が少ない学生などの若者の声を聞き、そらの声を汲み上げる工夫は、地域での活動に広がり厚みと深みを与えます。</p> <p>本市には学生を初めとする若者が多く暮らしていますが、多くの若者にとって、地域との関係は十分ではなく、若い力を地域の活性化に活かすことは、その地域活動の経験が、将来の地域づくりを支える人材を育成するという点でも非常に重要です。</p> <p>これまででも、出町まちづくり会議や西陣まちづくり委員会などでの学生の活躍があるほか、学生の提案に基づき地域住民が意見交換する「京都・学生まちづくりコンクール」が取り組まれました。</p> <p>今後も、商店街とタイアップしたストリートライブやダンス、自治会・町内会のホームページ作成コンテストなど、若者の活動の機会を広げる、地域と若者の主体的な地域づくりを支援します。</p> <p>[取組目標] 平成14年度から支援の方法を検討し、地域の実情を十分に踏まえた支援を行います。</p>	<p>地域のことは地域の住民自身が最もよく知っている。とりわけ地域の代表に選ばれることの少ない女性の声や若者、子どもたち、外国籍市民などの声も十分に汲み上げていく工夫が求められる。</p>	<p>青少年市政参画プロジェクト(WACCORD)の取組の推進(文化市民局)</p> <p>平成15年10月にWACCORDから受けた「未来の京都市政に対する一提言」の3つの提案について、平成16年度から具体化に向けた取組を行っている。</p> <p>フォーエバー委員会(本市の審議会等における若者の公募委員をバックアップし、多くの若者の意見を市政に反映するための若者組織)...青少年活動推進協議会や市民参加推進フォーラムなど、各審議会・委員会の青少年委員や公募委員などを「フォーエバー委員会」に巻き込んでいくことから、取組を開始している。</p> <p>A D - O - A D (あどあど)クラブ(本市の市民参加事業への若者の参加を促進するために、若者が広報デザインやコピー(広告文案)を手掛ける。)...最初の取組として、勤労福祉青少年課のホームページの作成を行っている。</p> <p>ラウンドアイズ京都(子どもと青少年と一緒に地域の問題に取り組み、子ども同士や子どもと地域とを繋げる仕組みづくり)...地元関係者の協力を得て、西陣、宇多野、羽東師の3地域で、事業を開始している。(各地域とも16年11月~17年3月全7回実施。地元小学校中高学年~中学生が13~20名登録)</p>	<p>平成16年度当初、5名であったWACCORDの青少年メンバーも、大学生を中心に30名(17.1.4現在)に増え、3つの提案ごとに自主的な取組が活発に行われているが、今後の課題として次の点が挙げられる。</p> <p>フォーエバー委員会:市青少年活動推進協議会総会(16年11月)に、協議会の青少年委員(公募委員)を交えて、若者の市政参加についての報告を行ったが、他の領域での活動を展開して、本来の継続的な若者の声を反映させる仕組み作りには至っていない。まだスタートラインについた所という評価。</p> <p>A D - O - A Dクラブ:勤労福祉青少年課のWebサイトのデザインを任されて作成中であるが、活動の「モデルパターン」とすることになっているものの、今後の具体的な展望には至っていない。</p> <p>ラウンドアイズ京都:外部からの助成金を活用して、3つの地域で子ども達を集めて活動がスタートしたが、プログラム内容の不十分さやリーダーの経験不足から、「子どもの地域参画」にどの程度迫れるかが課題である。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
34	市民力・地域力を高める取組	学生や若者の力を地域づくりに活かす取組への支援 <b>着手済</b>	<p>地域において発言する機会の少ない学生などの若者の声を聞き、その声を汲み上げる工夫は、地域での活動に広がり厚みと深みを与えます。</p> <p>本市には学生を初めとする若者が多く暮らしていますが、多くの若者にとって、地域との関係は十分ではなく、若い力を地域の活性化に活かすことは、その地域活動の経験が、将来の地域づくりを支える人材を育成するという点でも非常に重要です。</p> <p>これまででも、出町まちづくり会議や西陣まちづくり委員会などでの学生の活躍があるほか、学生の提案に基づき地域住民が意見交換する「京都・学生まちづくりコンクール」が取り組まれました。</p> <p>今後も、商店街とタイアップしたストリートライブやダンス、自治会・町内会のホームページ作成コンテストなど、若者の活動の機会を広げる、地域と若者の主体的な地域づくりを支援します。</p> <p>[取組目標] 平成14年度から支援の方法を検討し、地域の実情を十分に踏まえた支援を行います。</p>	<p>地域のことは地域の住民自身が最もよく知っている。とりわけ地域の代表に選ばれることの少ない女性の声や若者、子どもたち、外国籍市民などの声も十分に汲み上げていく工夫が求められる。</p>	<p>「学生ボランティア」学校サポート事業（教育委員会）趣旨 大学との連携の下、教職を目指す学生や高い専門的知識・技能を有する学生を市立学校・幼稚園に派遣し、教育活動の支援を行うことにより、教育活動の一層の活性化を図るとともに、学生が自己の資質向上を図る機会とする。</p> <p>実施方法 ・学校・園が希望する活動内容を教育委員会を通じて大学に示し、学生ボランティアを募集する。 ・学生と学校・園相互の希望を調整した後、活動を実施する。</p> <p>活動内容例 ・学級担任の補助、学校行事・部活動等の補助 ・各教科等の指導におけるティーム・ティーチングの補助 ・コンピュータや理科実験などの実技補助 ・特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援 ・外国人児童・生徒の学校生活における相談・コミュニケーション支援 ・放課後における子どもの学習相談・遊び</p> <p>実施状況（平成17年2月8日現在） ・平成15年度から実施 ・連携大学数 29大学・短期大学（うち2大学は17年4月から活動開始） ・活動人数 のべ146校・園で406人（学級担任補助・部活動補助126人、特別支援83人など） 学生、市立学校・園へのアンケートを実施。（16年10月）</p> <p>&lt;学生の声&gt; ・教職志望であり、教育実習以外で現場を知ることができ、子どもとの接し方や指導の勉強になった。 ・活動により、大学の講義や教科書が具体的に感じられ、今後に生かせる。 ・教えることの難しさ、責任の重さを知った。 ・子ども、教員、地域の人など、多くの人とふれあえ、視野が広がった。</p> <p>&lt;市立学校・園の声&gt; ・子どもは年齢が近い学生に親近感を持ち、よき相談相手として信頼している。 ・部活動やコンピュータなど、専門的な指導が受けられるので、好評。 ・休憩時間にも校庭で児童と遊んでくれ、学校全体に活気が出てきた。 ・学生のアドバイスにより内容が充実できた。</p> <p>学生、大学、市立学校・園の交流の機会を設けた。 ・16年8月10日、地域教育フォーラムにおいて、「大学との連携」の分科会を設け、学生ボランティアをテーマにシンポジウムを開催。 ・16年12月4日、「学生ボランティアフォーラム」として、活動中の学生を中心としたパネルディスカッションと交流会を開催。</p>	<p>前述のとおり、学生、市立学校・園からはおおむね好評を得ている。また、保護者からは「指導者が複数いることで安全面にも目が届く」「子どもが意欲的に活動している」、大学からは「教育実習以外に学校現場を知る機会ができ、特に教職を目指す学生の資質向上に役立っている」などの声をいただいている。</p> <p>今後の課題 ・市立学校・園の希望に対する充足率が7割程度であることをふまえ、より多くの学生に活動してもらえるよう、事業の周知を図るとともに、大学への働きかけを行う。 ・学生、大学、市立学校・園、教育委員会の交流の機会を今後も設定する。</p>
35	市民力・地域力を高める取組	大学によるまちづくり活動への参加支援 <b>着手済</b>	<p>様々な分野の専門家を擁する大学が、地域の一員としてまちづくりに積極的に関わることが地域の活性化を促します。</p> <p>同時にまた、地域の側からも大学の研究への協力を行うなど、地域における協働関係を高めることが必要です。</p> <p>大学が地域の一員としてまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>[取組目標] 平成14年度から支援の方法を検討し、取組を進めます。</p>	<p>さまざまな団体や大学、学校などの教育施設や高齢者、障害者の保健福祉施設、企業や事業所等が地域に開かれ、さまざまな情報や思いが集積する場となること、さらには、地域全体が良くなることが企業にとっても重要である場合も多く、そのような企業市民、法人市民の力を積極的に活かすような施策の展開も求められる。</p>	<p>大学地域連携創造モデル支援事業（総合企画局）概要 「大学のまち・わくわく京都推進計画」において大学と地域の連携による地域活性化の推進を掲げており、16年度から、大学と地域住民が連携・協働して取り組む事業を（財）大学コンソーシアム京都加盟の大学・短期大学から募集し、選考のうえ、助成金の交付を行う。</p> <p>募集期間 平成16年9月1日から10月12日 応募状況 9大学・短期大学から、16事業の応募 実施結果 2事業を採択</p> <p>・京都橘女子大学 関西女性と希望のアーティストファイル4：移動アーツ計画（山科区） ・龍谷大学 SMAP計画採択事業「チームたまり場」、「地域元気」（伏見区）</p> <p>認定式 平成16年11月9日（火）午前10時から 市長から、田端学長（京都橘女子大学）、神子学長（龍谷大学）へ認定証を交付</p>	<p>16年度は、事業初年度であり大学からのみの募集であったが、大学と地域の連携事業を全市的な取組としていくために、17年度においては、地域からの募集の実施や、16年度採択事業の報告会の開催等により、当該事業を更にPRし、事業の充実を図る。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
36	市民力・地域力を高める取組への支援	「地域人材リスト」等の作成支援	本市には、様々な職業や分野（伝統文化・農業園芸・自然科学・郷土史・芸術文化・福祉・環境・国際理解・スポーツ等）についての豊富な知識や経験・技能を有する多くの市民がおります。このような地域住民の才能や能力を地域のまちづくりや交流に活かしていくために、活用しやすい地域人材リストの作成について、地域の実情を踏まえて、支援していきます。また、本市では、こうした京都ならではの豊かな人材を、学校支援ボランティアとして登録し、子どもたちの学習への協力を依頼しており、引き続き地域の人材発掘と登録されたボランティアのネットワーク化を図ります。 〔取組目標〕平成14年度から「地域人材リスト」の具体化に向けた検討を始めるなど、取組を推進します。	市民力の向上は、まず市民一人ひとりが、自分の身の回りのこと、地域の課題と市政の課題との関係に気づくことから始まる。行政は、そのために多様なプログラムを用意することが求められる。例えば、これまで市政に関わることのない市民や、住み始めて日が浅い市民などが、まず自分たちの地域を見直し、活動を始めるきっかけづくりとなるような「地域の防災マップづくり」や「まちの宝物さがし」などの実施や、学習機会の提供、また、市民が自分たちの活動を広げるための人のネットワークをつくる「地域人材リストの作成」など、市民自らが主体的にかかわり、継続していけるプログラムを用意し、実践を重ねていくことが必要である。	「地域人材リスト」等の作成支援（文化市民局） 検討中	
		検討・着手予定			学校支援ボランティアのネットワーク化（教育委員会） 概要 平成12年度から、ご自分のお住まいの地域の学校以外でも、子どもたちの学習を支援していただける方々を「わたしたちの新しい先生」として登録し、学校からの申請に基づき希望校へ派遣している。 実施状況 平成15年度 登録者数 延252名 派遣人数 延455名 平成16年度(1月末現在) 登録者数 延285名 派遣人数 492名 実施結果 学校からは、地域の方々に豊富な知識や技能を生かして学校教育活動を支援していただき、教育活動の充実を図るうえで大きな成果があるとともに、学校と地域との連携を図るうえでも有意義であったという意見が出ている。	
37	市民力・地域力を高める取組への支援	市民コーディネーター等の養成	地域におけるまちづくりや課題の解決に実際に取り組むのは市民自身であり、そのような活動を支え、課題解決に協力するコーディネーターの存在は重要です。地域活動のリーダーを目指す市民が、市民参加の理念や様々な参加の手法について学ぶための講座を設置するなど、「市民コーディネーター」の養成を進めます。また、地域に根ざした生涯学習の推進役として、生涯学習コーディネーターの養成を平成13年度から進めており、これらの取組により、地域の市民力が高まります。 〔取組目標〕平成14年度から市民コーディネーター養成のための実施要領を作成し、17年度においてコーディネーター登録者数200人を目標にします。また、平成22年度までに500人の生涯学習コーディネーター養成を目指します。	市民が合意形成を効率的・効果的に進めるよう取り組むことを、まとめ支えていく「人づくり」も重要であり、地域の力を引き出し、課題の解決に協力する人材を養成することが求められる。	生涯学習コーディネーター養成講座（教育委員会） 概要 平成13年度、地域に根ざした生涯学習活動を地域の方々の力でより一層推進していくため、生涯学習事業の企画や手助けする人材を全5回の講座によって養成し、2年間「生涯学習コーディネーター」として委嘱する。 実施期間 平成17年1月～3月（予定） 46名受講。 養成者数 206名（平成16年4月1日現在） 実施結果 受講者へのアンケートでは、地域における生涯学習事業を仮想して作り上げるワークショップ形式での演習が好評であり、様々な地域の様々な年代の人との交流により、色々な活動を考え、知ることができたなどの意見が出ている。	「生涯学習コーディネーター」が中心となり、学校施設等を活用した地域に根ざした様々な生涯学習活動が展開されている。
		着手済				
38	市民力・地域力を高める取組への支援	専門家の派遣	地域におけるまちづくりの初動期においては、まちづくりの手法や進め方等を分かりやすく伝える専門家の力が必要です。本市では既に、景観・まちづくりセンターにおいて建築や都市計画等の専門家などをアドバイザーとして地域に派遣し、地域のまちづくりをサポートしています。今後は、環境や福祉、防災などに関する、地域への専門家の派遣や相談、アドバイスが行えるよう体制を整えます。 〔取組目標〕平成16年度までに幅広い分野の専門家を派遣できるよう体制を整えます。	課題解決を支援する専門家の派遣、行政情報のわかりやすい情報提供を仲介する情報NPOなど、市民と行政を結ぶ中間的存在を支援・育成していくことも総合的な市民力を向上するうえで不可欠である。	景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援（都市計画局） 概要 景観・まちづくりセンターにおいて、地域の自主的なまちづくりの初動期に、活動の方向性、内容、方法及びまちづくり手法など多様なまちづくり情報について専門的な助言を行う人材を派遣することにより、良好な住環境及びまちなみの保全並びに形成を図ることを目的とする。 実施状況 有隣（下京区）、修徳（下京区）、西之町（東山区）の3地区へ専門家を派遣＜平成16年度＞	これまでセンターに蓄積されてきた成果を活用し、景観・まちづくりセンター施設を拠点として、地域まちづくり支援のネットワークの構築を図る。
		着手済				

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
39	市民力・地域力を高める取組への支援	地域の様々な活動に力を当てるコーディネーターとしてのNPO活動への支援 <b>着手済</b>	営利を目的とせずに様々な活動を自主的・自発的に行う組織であるNPOには、行政の情報の整理や分析、公益的観点に立った調整や提案などの能力を有する団体があります。こうしたNPO活動は、今日ますます活発になってきており、地域における市民と行政とのかけ橋として、また、市民力・地域力を高めるコーディネーターとしての役割が期待されます。このため、地域での市民の活動がより効果的に行われるよう、市民活動支援センター（仮称）における情報提供、交流など各種の支援事業の実施や、各分野の政策についての共同調査、事業実施における連携の充実などを通じて、NPOの活動を支援します。 〔取組目標〕 平成14年度から取組の具体化に向けた検討を進めます。	課題解決を支援する専門家の派遣、行政情報のわかりやすい情報提供を仲介する情報NPOなど、市民と行政を結ぶ中間的存在を支援・育成していくことも総合的な市民力を向上するうえで不可欠である。	京都市市民活動総合センターの運営（文化市民局） 平成15年6月に開設した市民活動総合センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開している。 市民活動に関する情報収集・提供 ・「情報提供システム」の運営、機関紙の発行 市民活動に関する各種相談 ・一般相談、専門家相談の実施 市民活動団体等の育成 ・「NPO初歩講座」や「NPOマネジメント講座」等の開催 ・スモールオフィス（貸事務所スペース、8団体分）の運営 幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究 ・事業公募による協働事業の実施 ・幅広い市民が自由に参加できる交流会「市民活動交流サロン」の開催 ・市民活動団体と企業や大学等との連携 ・団体やユーザーとの協働で企画・運営する市民活動見本市の開催 平成15年度実績 入館者数 92,581人、相談件数 451件、講座等参加者数 797人、ホームページアクセス件数 25,318件 平成16年度実績（12月末現在） 入館者数 104,419人、相談件数 1,185件、講座等参加者数 720人、ホームページアクセス件数 39,007件（11月末現在）	センターは、平成15年6月23日に開設した施設であるが、市民活動はますます活発化してきている。それにつれ、当センターの必要性も増加しており、今後とも利用者のニーズの把握に努め事業内容の充実を図っていく必要がある。
40	市民力・地域力を高める取組への支援	まちづくり協議会など地域の思いや活動をまとめる場（組織）づくりへの支援 <b>着手済</b>	本市では、地域における様々な課題やテーマに応じて、地域の思いや活動を一つにまとめる組織として、様々な地域において、まちづくり協議会等が設立され、活発な活動が行われています。これまでの地縁組織や各種団体などの活動を踏まえながら、市民力、地域力の向上につながるまちづくり協議会が、市民自らの手により設立されるよう、その支援の仕組みを整えます。 〔取組目標〕 平成16年度までに支援の仕組みを整えます。	地域住民自身が地域を運営していくためには、地域の思いや活動をひとつに束ねる場（組織）づくりが必要である。行政は、こうした活動や組織が地域住民を代表する組織として一定の要件を満たした場合には、その地域に関する問題についてはその組織と協議し、またその意見を尊重するなど地域活動のパートナーとして位置付け、認知することが必要である。	景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援など（都市計画局） 概要 ・住民、企業、行政によるパートナーシップのまちづくりの橋渡し役として、財団法人京都市景観・まちづくりセンターを設置し、住民の主体的なまちづくりの取組を支援する「地域まちづくり活動の促進」と個別の土地利用の問題を多くの関係者のネットワークによって取り組む「地域と共生する土地利用の促進」を大きな柱に各種事業を実施している。 ・「安心して歩くことができるまち」「歩きたくなるまち」「住民交流が豊かなまち」の実現に向けて、地域内の自治連合会、まちづくり団体、商店街、市民団体等で構成される「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」への支援を行い、歩いて暮らせるまちづくり構想を推進する。 実施状況 ・景観・まちづくりセンターにより、まちづくり活動支援等を実施。 ・平成14年6月に『歩いて暮らせるまちづくり構想～まちなかをモデルとして～』を策定し、市民主体の歩いて暮らせるまちづくり推進会議の取組を中心に、歩いて暮らせるまちづくりの取組を進めている。	引き続き、景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援を推進する。
41	市民力・地域力を高める取組への支援	地域間交流の促進 <b>着手済</b>	地域のまちづくりの経験や取組の成果を発表し、相互に交流を図る事業を実施するとともに、活動の表彰を行うなど、地域活動の活性化とネットワークづくりを図ります。また、地域のまちづくりの先進的事例から市民自らが学び、実践していくために、他都市の地域まちづくり事業との連携や交流を促進します。 〔取組目標〕 平成16年度までに支援の仕組みを整えるとともに、ネットワークづくりに向けた検討を始めます。	-	景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援（都市計画局） 概要 住民、企業、行政によるパートナーシップのまちづくりの橋渡し役として、財団法人京都市景観・まちづくりセンターを設置し、住民の主体的なまちづくりの取組を支援する「地域まちづくり活動の促進」と個別の土地利用の問題を多くの関係者のネットワークによって取り組む「地域と共生する土地利用の促進」を大きな柱に各種事業を実施している。 実施状況 景観・まちづくりセンターにより、まちづくり活動支援、京町家ネットワーク推進等を実施。	引き続き、景観・まちづくりセンターによるまちづくり活動支援等を推進する。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
42	行政の総合的 活動支援	- 市民活動支援センター（仮称）を拠点とした市民活動の推進  <b>完了</b>	市民活動を活性化するには、興味や関心があっても、どう行動を起こして良いのかわからないといった市民の声に的確に答える必要があります。 本市では、既に生涯学習総合センター、女性総合センター、青少年活動センター、景観・まちづくりセンター、国際交流会館など多くの分野別センターとの連携の下、特定の分野や領域を超えて、NPOやボランティア団体を総合的に支援する市民活動支援センター（仮称）を開館し、情報提供、相談、交流など様々な支援活動を展開していきます。 〔取組目標〕 平成15年春に菊浜小学校跡地（下京区）に開館し、積極的な支援活動を始めます。	多層、多様な市民活動の活性化を促すため、一人ひとりの市民にとっても活動のてがりの発見、知恵・技術の交流の拠点づくりや、既存組織や新しいグループをはじめ、地域づくりに関わる様々なひとびとを結びつけるネットワークづくり、さらには、建設が進められている市民活動支援センターをはじめ、景観・まちづくりセンターや女性総合センターなど各分野別センターの活用など、市民の活動の場とチャンスの提供が必要である。	京都市市民活動総合センターの運営（文化市民局） 平成15年6月に開設した市民活動総合センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開している。 市民活動に関する情報収集・提供 ・「情報提供システム」の運営、機関紙の発行 市民活動に関する各種相談 ・一般相談、専門家相談の実施 市民活動団体等の育成 ・「NPO初歩講座」や「NPOマネジメント講座」等の開催 ・スモールオフィス（貸事務所スペース、8団体分）の運営 幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究 ・事業公募による協働事業の実施 ・幅広い市民が自由に参加できる交流会「市民活動交流サロン」の開催 ・市民活動団体と企業や大学等との連携 ・団体やユーザーとの協働で企画・運営する市民活動見本市の開催 平成15年度実績 入館者数 92,581人、相談件数 451件、講座等参加者数 797人、ホームページアクセス件数 25,318件 平成16年度実績（12月末現在） 入館者数 104,419人、相談件数 1,185件、講座等参加者数 720人、ホームページアクセス件数 39,007件（11月末現在）	センターは、平成15年6月23日に開設した施設であるが、市民活動はますます活発化してきている。それにつれ、当センターの必要性も増加しており、今後とも利用者のニーズの把握に努め事業内容の充実を図っていく必要がある。
43	行政の総合的 活動支援	- 行政区単位での取組の強化  <b>着手済</b>	市民の身近なところにある区役所・支所が、地域のまちづくりに果たす役割は、非常に重要です。 本市では、21世紀の各区のあり方について区民参加により各区ごとに「区基本計画」を策定し、この計画の推進に当たっては、各区ごとに推進組織等の設置を進めています。これらの組織が区民による主体的なまちづくりを支えとともに、区民参加を一層進めるための機能をも持つものとして運営を進めます。 また、市民による地域のまちづくりを支援するため、学区担当者を置くことなど、区役所・支所におけるきめ細かい支援体制のあり方について検討を進めます。 〔取組目標〕 各区基本計画の推進組織の設置に早期に取組ほか、平成14年度から、地域のまちづくりに対する支援体制のあり方について検討を進めます。	学区や地域レベルでの活動の活性化が進むことにより、まちづくりの課題に応じて、近接するほかの地域との情報交換、連携や協力、調整などが不可欠となる場合がある。このため、行政区レベルにおいても、各区の計画や特色を生かした区単位での市民の主体的なまちづくりを支援する組織づくりが求められるとともに、区役所との連携のもとに、これまでのさまざまな交流や協議の場を生かしながら、地域課題の解決や政策の提言などを行う、行政区単位での市民参加の場づくりが必要である。 また、これに対応して、各区役所への担当者の配置など区役所の体制や機能の強化を図っていくことや各区でのモデル事業の取組などが求められる。	区民力フェスタ2004（北区役所） 区民主体の実行委員会を組織し、区民が企画から実施までを担うイベント「区民力フェスタ2004」を初めて開催した。 概要 北区の魅力や再発見と区民のふれあいを目指して、特産品出前市や健康づくり、昔遊びのコーナーを設置 実施期間 平成16年12月11日（土） 実施状況 参加者約300名 実施結果 アンケートの結果等では概ね好評であったが、PR等には更に工夫を求められた。  ひとものふれあい 上京の魅力再発見の取組（上京区役所） 概要 各学区代表で構成されている「人づくりものづくりふれあい上京21」部会を中心に、上京区基本計画の構想「ふれあい」をテーマに各学区の誇りとなるものや伝統文化などを発掘し、改めて地域への関心を高めてもらい、新たな地域活動の起爆剤とする。 実施状況 平成15年度 ワークショップによる4回の部会を開催 実施結果 各学区の特色ある「行事（ふれあい行事）」を市民しんぶん上京区版で紹介（平成16年度）  中京未来委員会の設置（中京区役所） 概要 平成13年1月に策定した中京区基本計画に基づき、中京のまちづくりについて、多方面からの意見交換を行い、計画の推進を図るため、基本計画策定懇談会の主要メンバーを中心に平成14年3月に設立された区民組織。概ね2回程度開催。基本計画主要事業の進捗状況報告や、意見交換、中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業申請事業の検討などを行っている。 実施状況 平成13年度：1回、平成14年度：1回、平成15年度：2回、平成16年度：2回（予定） 実施結果 基本計画に関する意見をはじめ、警察署の再編成問題など、区民全体への意見アピールを行うことができ、中京のまちづくりに一定の成果をあげることができた。	北区内の産業のPRや地域間・世代間の交流の促進に一定の成果を得た。今後は区民力の更なる活用が求められる。  ワークショップを通して各学区の状況を情報交換することにより、それぞれの学区の特徴や課題を見出すことができ、概ね好評であった。 今後、各学区の個性を生かすとともに、学区間の交流を図ることにより全区的な共通課題を見出し取組を進めていくことが重要である。  幅広い視野から、貴重な意見をいただくことにより、行政としても新しい観点から取組を進められるメリットがある。 今後とも定期的な会合を重ね、基本計画の推進を図って行く。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
43	行政の総合的活動支援	行政区単位での取組の強化	<p>市民の身近なところにある区役所・支所が、地域のまちづくりに果たす役割は、非常に重要です。</p> <p>本市では、21世紀の各区のあり方について区民参加により各区ごとに「区基本計画」を策定し、この計画の推進に当たっては、各区ごとに推進組織等の設置を進めています。これらの組織が区民による主体的なまちづくりを支えるとともに、区民参加を一層進めるための機能をも持つものとして運営を進めます。</p> <p>また、市民による地域のまちづくりを支援するため、学区担当者を置くことなど、区役所・支所におけるきめ細かい支援体制のあり方について検討を進めます。</p> <p>[取組目標]</p> <p>各区基本計画の推進組織の設置に早期に取組ほか、平成14年度から、地域のまちづくりに対する支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	<p>学区や地域レベルでの活動の活性化が進むことにより、まちづくりの課題に応じて、近接するほかの地域との情報交換、連携や協力、調整などが不可欠となる場合がある。このため、行政区レベルにおいても、各区の計画や特色を生かした区単位での市民の主体的なまちづくりを支援する組織づくりが求められるとともに、区役所との連携のもとに、これまでのさまざまな交流や協議の場を生かしながら、地域課題の解決や政策の提言などを行う、行政区単位での市民参加の場づくりが必要である。</p> <p>また、これに対応して、各区役所への担当者の配置など区役所の体制や機能の強化を図っていくことや各区でのモデル事業の取組などが求められる。</p>	<p>「東山・まち・みらい推進会議」「東山・まち・みらい塾」の運営（東山区役所）</p> <p>「東山区基本計画」を実現するための具体策の検討、進捗管理、計画評価・見直しなどを行うため、地元代表と学識者による「東山・まち・みらい推進会議」を運営、一方で、まちづくりの担い手や地域でのまちづくりリーダーの養成を行うことを目的に「東山・まち・みらい塾」の活動を行っている。</p> <p>「東山・まち・みらい塾」は、公募によって「塾生」を募り、毎年テーマを設けて、東山区の魅力を再発見するとともに、東山区の魅力をさらに引き出すための活動を区民主体で行っており、第1期（平成13年度）では、東山区の見どころをルート化した「東小路通」の設定と車椅子でまわる散策コースの検討、第2期は東山区の見どころを紹介する「東山かるた」の製作、第3期は「東小路通」や「東山かるた」を音と映像で紹介する活動に取り組んでいる。</p> <p>「下京まちづくり懇談会」「いきいき下京推進委員会」「下京・町衆フォーラム」の運営（下京区役所）</p> <p>【下京まちづくり懇談会】（平成13年2月設立/平成16年12月解散）      役割：「下京町衆フォーラム」への助言及び活動支援を行う。      構成：区内各界・各層の代表者からなる「下京区基本計画策定懇談会」委員を中心に構成      実績：平成13年度～平成16年度 年1回開催</p> <p>【いきいき下京推進委員会】（平成17年2月設立）      役割：「下京区基本計画」に掲げる事業の年次計画策定等、同計画の積極的推進を図る。      構成：各学区市政協委員長、地域団体の長、事業者、行政等により構成      実績：平成16年度 第1回開催</p> <p>【下京・町衆フォーラム】（平成13年9月設立）      役割：区民・事業者・行政が得意分野を生かしながら「区基本計画」に掲げるリーディングプロジェクトの推進を通じて、下京区のまちづくりに継続的に取り組む。      構成：「下京まちづくり懇談会」推薦等によるまちづくりに興味のあるメンバーで構成      実績：平成13年度～平成17年2月 全体会6回、部会109回開催</p> <p>「下京門前町ルネッサンス」実施（平成13年度～16年度 毎年1回）      「花いっぱい・まちの美化」実施      「下京まちなみ散歩」発行（平成14、15年度 各1回）      「下京・町衆フォーラムホームページ」開設      「下京八景」選定等</p>	<p>「東山・まち・みらい推進会議」だけで進捗管理から具体策の検討、計画の見直しまで行うことは現実的に難しく、平成17年度からは基本計画推進体制の再構築を予定している。</p> <p>「東山・まち・みらい推進会議」は基本計画の進捗状況をチェックする組織に特化させ、一方で、地元のまちづくり組織や行政によって区のまちづくり方針を策定する「東山まちづくり推進会議」、学識者や関係行政機関等のまちづくり専門家によって具体策を検討する「まちづくり研究会」をそれぞれ新設し、区基本計画の一層の推進を図る。</p> <p>また、「東山・まち・みらい塾」では、活動は大変だが、今後のまちづくり活動に役立つとの声をいただいております。第1期で設定した「東小路通」は、そのコースを紹介する散策コースマップを発行したり、別の区民組織である東山区民ふれあい事業実行委員会主催のウォーキングコースとして活用している。第2期で作成した「東山かるた」は800円で有償配布しているが、大変好評である。</p> <p>計画策定からこれまでの間、「リーディング・プロジェクトの推進」に重きを置いた当区推進体制による取組は、着実に実績を残した。</p> <p>一方、「下京区基本計画」の目標期間（平成22年までの10年間）半ばにある今日においては、同計画に掲げる6分野68項目全てについて計画的に取り組み、当区の個性を生かしたまちづくりをより一層推進していく必要がある。</p> <p>このため、これまでの推進体制を見直し、平成17年2月に「いきいき下京推進委員会」を設立することとした。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
43	行政の総合的活動支援	行政区単位での取組の強化	<p>市民の身近なところにある区役所・支所が、地域のまちづくりに果たす役割は、非常に重要です。</p> <p>本市では、21世紀の各区のあり方について区民参加により各区ごとに「区基本計画」を策定し、この計画の推進に当たっては、各区ごとに推進組織等の設置を進めています。これらの組織が区民による主体的なまちづくりを支えるとともに、区民参加を一層進めるための機能をも持つものとして運営を進めます。</p> <p>また、市民による地域のまちづくりを支援するため、学区担当者を置くことなど、区役所・支所におけるきめ細かい支援体制のあり方について検討を進めます。</p> <p>[取組目標]</p> <p>各区基本計画の推進組織の設置に早期に取組ほか、平成14年度から、地域のまちづくりに対する支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	<p>学区や地域レベルでの活動の活性化が進むことにより、まちづくりの課題に応じて、近接するほかの地域との情報交換、連携や協力、調整などが不可欠となる場合がある。このため、行政区レベルにおいても、各区の計画や特色を生かした区単位での市民の主体的なまちづくりを支援する組織づくりが求められるとともに、区役所との連携のもとに、これまでのさまざまな交流や協議の場を生かしながら、地域課題の解決や政策の提言などを行う、行政区単位での市民参加の場づくりが必要である。</p> <p>また、これに対応して、各区役所への担当者の配置など区役所の体制や機能の強化を図っていくことや各区でのモデル事業の取組などが求められる。</p>	<p>「南区まちづくり推進会議」の充実（南区役所）</p> <p>平成16年5月に、基本計画の推進組織である「南区まちづくり推進会議」は、新たに区内の各種団体の参画を得て、大幅な組織充実を実施。同時に、同会議の傘下に4部会6会議を新設し、計画の総合的な推進を図っている。</p> <p>【4部会6会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民交流ネットワーク部会</li> <li>・地域福祉のネットワーク部会</li> <li>・新しい洛南の風土づくり部会</li> <li>・地域交通体系部会</li> <li>・南区人権文化推進会議</li> <li>・南区生活安全推進会議</li> <li>・南区循環型社会推進会議</li> <li>・南区民ふれあい事業実行委員会</li> <li>・南区こころの健康を考える会</li> <li>・南区子ども問題連絡会</li> </ul>	<p>4部会6会議で、様々な取組が取り組みが進められており南区基本計画の総合的な推進が図られている</p>
					<p>「右京区まちづくり円卓会議」の運営（右京区役所）</p> <p>概要 右京区基本計画の推進組織である「右京区まちづくり円卓会議」が平成13年9月に設立され、区役所は事務局を担っている。</p> <p>構成 区基本計画の実現に向けて、計画の策定に関わった方を中心に、右京区のまちづくりに関心のある公募による区民などで構成</p> <p>部会 区基本計画の推進のため、「福祉のまちづくり」「都市基盤整備」「産業観光文化」の3つの検討部会を平成16年1月に設置</p> <p>平成16年度の取組 区基本計画で提示された幹線道路の整備計画に関して、特に早期の整備が望まれる幹線道路と、課題並びに課題解消のための意見を「提言」としてまとめた。また、地域からの区民主体のまちづくりについて考える「右京区まちづくりフォーラム」を区役所との共催で実施し、上記の「提言」を発表した。</p>	<p>右京区まちづくり円卓会議については、行政や地域の団体から自立して、区基本計画の実現に向けた活動を行うこととしており、区役所は事務局を担うとともに、区基本計画の推進に関して円卓会議とのパートナーシップにより取り組んでいる。</p>
					<p>「西山文化」創造区民会議の運営（西京区役所）</p> <p>概要 平成13年1月に策定された西京区基本計画を推進するため、自治連合会、各種団体、専門家・学識経験者、一般公募区民、行政の参加により「西山文化」創造区民会議を設置した。現在、区民参加による重点プロジェクト事業（「西京まち・ひと・情報データバンク」「西京塾」）の取組みを進めている。</p> <p>設置年月 平成14年3月設置</p> <p>実施状況 平成15年度 西京区のまちづくり情報を収集、発信する「西京まち・ひと・情報データバンク」推進部会を設置（15.3）し、同事業を推進した。現在継続中。</p> <p>平成16年度 西京区民による区の魅力の発見・発信活動を通して、まちづくり活動に関わる人材を育てる「西京塾」推進部会を設置し、塾生の活動支援を継続中。</p>	<p>2つの重点プロジェクト事業を通じて区民参加、まちづくり活動の推進に向け取り組んでいる。</p>

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
43	行政の総合的活動支援	行政区単位での取組の強化	<p>市民の身近なところにある区役所・支所が、地域のまちづくりに果たす役割は、非常に重要です。</p> <p>本市では、21世紀の各区のあり方について区民参加により各区ごとに「区基本計画」を策定し、この計画の推進に当たっては、各区ごとに推進組織等の設置を進めています。これらの組織が区民による主体的なまちづくりを支えるとともに、区民参加を一層進めるための機能をも持つものとして運営を進めます。</p> <p>また、市民による地域のまちづくりを支援するため、学区担当者を置くことなど、区役所・支所におけるきめ細かい支援体制のあり方について検討を進めます。</p> <p>[取組目標]</p> <p>各区基本計画の推進組織の設置に早期に取組ほか、平成14年度から、地域のまちづくりに対する支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	<p>学区や地域レベルでの活動の活性化が進むことにより、まちづくりの課題に応じて、近接するほかの地域との情報交換、連携や協力、調整などが不可欠となる場合がある。このため、行政区レベルにおいても、各区の計画や特色を生かした区単位での市民の主体的なまちづくりを支援する組織づくりが求められるとともに、区役所との連携のもとに、これまでのさまざまな交流や協議の場を生かしながら、地域課題の解決や政策の提言などを行う、行政区単位での市民参加の場づくりが必要である。</p> <p>また、これに対応して、各区役所への担当者の配置など区役所の体制や機能の強化を図っていくことや各区でのモデル事業の取組などが求められる。</p>	<p>西京区民ふれあい事業（西京区役所）</p> <p>概要 自治連合会、各種団体などで構成された西京区民ふれあい事業実行委員会が実施主体となって、区民文化の振興と育成を推進するとともに、区民相互のふれあいを図り、明るく住みよい西京区を目指すことを目的として各種事業が実施されている。</p> <p>実施状況 平成15年度 「名月鑑賞の夕べと市政協力感謝のつどい」 「西京ゆめフェスティバル」 「さつき展・俳句作品展」 「菊花展・俳句作品展」 「ふれあい写真コンクール」 「西京を知ろうスタンプラリー」 その他、環境美化活動として年2回の区内一斉清掃、憲法月間や人権月間における講演会や街頭啓発などの人権啓発活動を通して、区民文化の振興と育成を推進する事業を実施</p> <p>平成16年度 平成15年度とほぼ同内容、同規模で実施 平成15年度まで榎原廃寺跡史跡公園で実施されていた「名月鑑賞の夕べと市政協力感謝のつどい」を再編し、「西京区民文化のつどい」として西文化会館ウエスティで開催</p>	<p>西京区民ふれあい事業実行委員会が西京区の個性や魅力を生かしたふれあい事業を実施し、区民相互の交流を深めるとともに、多くの区民のふれあいの輪を広げている。</p>
					<p>西京区・亀岡市住民交流推進事業（西京区役所）</p> <p>概要 隣接する亀岡市と西京区が双方の地域の活性化と発展に寄与することを目的に両市区の住民交流を推進する。</p> <p>実施期間 平成13年3月京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設立～現在継続中</p> <p>実施状況 平成15年度 (1)住民交流 「名月鑑賞の夕べと市政協力感謝のつどい」、「西京ゆめフェスティバル」などの西京区民ふれあい事業、亀岡市の七夕平和交流コンサートなどにおける文化交流及び軟式野球、ソフトバレーボールなどのスポーツ交流を実施。 (2)広報誌の交換 「市民しんぶん」など両市区の広報誌を相互に送り情報交換を行う。</p> <p>平成16年度 「将棋大会」が文化交流事業として追加。その他の事業は平成15年度と同様</p>	<p>両市区の住民交流を行うことにより、両地域の活性化と発展に寄与している。</p>

## 情報の提供と公開

行政が、その活動についての情報を的確で分かりやすく市民に知らせることは、市民参加の前提条件になります。情報に関する需要の質を見分け、費用対効果を十分に考慮しながら、1)多くの市民が知りたい情報、知らせるべき情報については、必要なコストをかけて十分な提供を行うとともに、2)一部の市民だけが求める情報については、情報を得たいとの希望に応えられるよう、情報を整理しておくことが必要です。また、市政運営の方針や財政状況など市民によく理解していただくべき市政情報をきちんと伝えることが重要です。今後は、デジタルデバイドの問題にも十分考慮しながら、このインターネットの利点を最大限に活用することにより、市民へのアカウントビリティ(説明責任)十分果たしていきます。また、本市のホームページを、行政情報の書庫として活用するなど、積極的な情報提供に向けた取組を進めるとともに、情報公開の推進にも努めます。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
44	インターネットを活用した情報の提供	インターネット版「市民しんぶん」の充実 <b>着手済</b>	インターネットによる広報を充実するため、平成13年度から市民しんぶん(全市版)を発行することに、その概要版を希望者にEメールで配信しています。 今後は、携帯端末ページの充実、検索機能の充実、市民しんぶんアーカイブ(過去の「市民しんぶん」のストック)の作成、関連情報へのリンクなどを進めるとともに、市民しんぶん(区版)のインターネット発信を検討します。 [取組目標] 平成16年度の実施に向けた取組を進めます。	市民の側からの行政情報へのアクセスに依存するのではなく、的確で分かりやすい情報を行政の側から積極的に提供し、市民と共有していくことが必要である。 これまでの広報の仕組みやその内容の充実を図るとともに、「市民の求める情報」を「市民の立場に立って」提供するように、広報への市民の関与を高めていくことが求められる。 とくに、情報の受発信においては、今日の目覚ましいIT(情報技術)の進展により、さまざまな可能性が広がってきている。インターネット版「市民しんぶん」の一層の充実や広報資料のホームページ上での公開、地域に密着した情報提供など、ITの積極的な活用を図り、双方向性のある効果的な情報提供を行うことが必要である。	市民しんぶんEメール配信サービス(総合企画局) 市民しんぶん全市版の概要を電子メールでお知らせする「市民しんぶんEメール配信サービス」については、平成17年1月末時点で4,194人の方が登録している。市民しんぶんのインターネット発信については、全市版(平成13年度以降)を京都市情報館に掲載するとともに、区版の内容を全区のホームページで発信している。 また、平成17年2月から、京都市情報館で「音声読上げ・文字拡大・配色変更サービス」を開始したことに伴い、同月から市民しんぶん音声読上げサービス版を発信している。	「市民しんぶんEメール配信サービス」の登録者数は着実に増加(平成14年4月1,967件、平成15年4月2,785件、平成16年4月3,751件)しており、市民の市政情報への関心の高さがうかがえる。 現在、音声読上げサービス版を新たに掲載するなど利用者の拡大に向けた取組を進めており、今後とも、携帯端末ページの充実など、より効果的な情報の提供に努めていく。
45	インターネットを活用した情報の提供	ホームページによる行政情報の的確な提供の促進 <b>着手済</b>	インターネットによる的確な情報提供を図るため、全ての所属においてホームページの作成を行い、インターネット上の行政情報ライブラリー(図書館)づくりを進めます。 また、インターネット上に生涯学習の講座「インターネット京(みやこ)塾(仮称)」を開設し、障害のある方、育児・介護中の人でも自由に講座の受発信ができるよう学習環境のバリアフリー化を進め、社会参加活動に対する意欲の向上を図ります。 [取組目標] 平成14年度において、ほぼ全ての所属でホームページを作成するほか、16年度までに行政情報ライブラリーを開設し、内容の充実を図ります。 平成17年度までに「インターネット京(みやこ)塾」の仕組みを整備し、取組を進めます。	市民の側からの行政情報へのアクセスに依存するのではなく、的確で分かりやすい情報を行政の側から積極的に提供し、市民と共有していくことが必要である。 これまでの広報の仕組みやその内容の充実を図るとともに、「市民の求める情報」を「市民の立場に立って」提供するように、広報への市民の関与を高めていくことが求められる。 とくに、情報の受発信においては、今日の目覚ましいIT(情報技術)の進展により、さまざまな可能性が広がってきている。インターネット版「市民しんぶん」の一層の充実や広報資料のホームページ上での公開、地域に密着した情報提供など、ITの積極的な活用を図り、双方向性のある効果的な情報提供を行うことが必要である。	京都市情報館の運営(総合企画局) 平成17年1月末の時点で、全177所属中150所属においてホームページを作成し、情報を発信している。 京都市情報館については、平成9年7月の開設以降、平成10年度の「市民しんぶんEメール配信サービス」開始、平成13年度の「市民しんぶんインターネット発信」開始、平成14年度の「市政に関するQ&A」開設、平成15年度の「広報資料のインターネット発信」開始や4度の全面リニューアルによって、内容の充実を図っている。 なお、平成16年7月には、全局区のホームページの開設、英語ページの充実とハングル・中国語ページの開設を行うとともに、だれにでも使いやすく分かりやすいホームページを目指した全面リニューアルをしている。	京都市情報館については、度重なるリニューアルによって内容の充実を図り、発信する情報量の拡大と質(見やすさ、使いやすさ)の向上を図っている。平成16年7月からは、サイトポリシー(ホームページの考え方)に、あらゆる利用者のニーズに沿った、迅速かつ豊富な市政情報の提供を行うこと、だれにでも使いやすく分かりやすいホームページを目指すことを掲げており、今後とも、的確な市政情報の提供に努めていく。
					情報通信技術を活用した生涯学習の推進(総合企画局) インターネットを活用し、生涯学習に関する的確な情報提供を図るため、本市生涯学習情報の窓口サイトである「インターネットまなびや京都」を運営する。また、施設会場での講座に参加するのが困難な方に対する学習機会の拡大を図るため、講演会等を動画配信する「インターネット京(みやこ)塾」を整備。さらに、生涯学習情報メール配信(メールマガジン)サービスを実施し、生涯学習活動への市民参加の一層の拡大を目指す。 1 「インターネットまなびや京都」(生涯学習推進課ホームページ) 開設日 平成14年3月15日 内容 「京都市の取組」「講座・催し情報」「市内博物館・美術館情報」「身近な学校での生涯学習の取組」などの情報を発信している。 アクセス状況 約50000件(14年3月~17年1月末) 2 「インターネット京(みやこ)塾」 開設日 平成15年11月8日 内容 生涯学習総合センターで実施された講演会(3講演)や、市民公募コンテンツ優秀作品(6作品)、京都映像ボランティアの映像作品(2作品)を動画配信している。 アクセス状況 約2000件(15年11月~17年1月末) 3 生涯学習情報メール配信(メールマガジン)サービス サービス開始日 平成16年12月8日(登録受付は11月から) 内容 ア 「まなびの新着情報便」 生涯学習情報について、希望する分野とメールアドレスを事前登録すると、希望に応じた最新情報を、指定された携帯電話やパソコンへ電子メールで定期的(月1回)に配信する。 イ 「メールマガジンまなびや京都」 京都市教育委員会が主催・共催する生涯学習イベントや講演・講座案内を希望者にメール配信(不定期)する。 登録状況(17年1月末現在) ア 「まなびの新着情報便」 93件 イ 「メールマガジンまなびや京都」 65件	「インターネットまなびや京都」へのアクセス件数は順調に伸びているが、利用者の利便性向上のために、デザインの工夫やさらなる機能充実が必要。 また、学習環境のバリアフリー化を進めるために、「インターネット京(みやこ)塾」の情報内容の増加が不可欠であり、市民公募コンテンツについても、応募作品数は増加(15年度9作品、16年度13作品)しているが、今後とも積極的なPRが必要。 さらに、新たに開始したメールマガジンサービスについても広報に努め、登録者の拡大を図る。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
46	インターネットを活用した情報の提供	広報資料のホームページ上での提供 <b>着手済</b>	広報発表した情報を全てホームページ上でも提供することにより、市民に対して、多くの情報を迅速に提供できるよう取り組みます。 また、データベース化することにより、利便性の向上を図ります。 〔取組目標〕 平成14年度から仕組みを整備し、取組を進めます。	市民の側からの行政情報へのアクセスに依存するのではなく、的確で分かりやすい情報を行政の側から積極的に提供し、市民と共有していくことが必要である。 これまでの広報の仕組みやその内容の充実を図るとともに、「市民の求める情報」を「市民の立場に立って」提供するように、広報への市民の関与を高めていくことが求められる。 とくに、情報の受発信においては、今日の目覚ましいIT（情報技術）の進展により、さまざまな可能性が広がってきている。インターネット版「市民しんぶん」の一層の充実や広報資料のホームページ上での公開、地域に密着した情報提供など、ITの積極的な活用を図り、双方向性のある効果的な情報提供を行うことが必要である。	広報資料のホームページ上での提供（総合企画局） 平成15年7月に開始した広報資料のインターネット発信事業を継続している。 ＜発信件数＞ 平成15年度 1,130件（平成15年7月～平成16年3月） 平成16年度 1,025件（平成16年4月～平成17年1月）	報道機関に提供した広報資料を迅速に市民に提供することによって、迅速かつ豊富な市政情報の提供に努めている。
47	インターネットを活用した情報の提供	市民参加情報カレンダーの提供 <b>完了</b>	市民参加は、市民に参加の場面や手続が、あらかじめ明示されていることで促進されます。今、どんな施策や事業が、どんな形で進められているかの情報を的確に市民に提供するとともに、各過程で、市民が参加できる機会を明らかにしていくことが必要です。 このため、インターネットのホームページ上で、審議会等の会議日程や公開の有無、委員公募のスケジュール、パブリックコメントの実施予定など、市民参加に関する情報カレンダーを作成し、情報提供します。また、ワークショップなど市民参加の結果についても、掲載していきます。 同時に、審議会の傍聴者の募集などホームページ上で参加申込みができるように検討します。 〔取組目標〕 平成14年度から検討を始めます。	市民の側からの行政情報へのアクセスに依存するのではなく、的確で分かりやすい情報を行政の側から積極的に提供し、市民と共有していくことが必要である。 これまでの広報の仕組みやその内容の充実を図るとともに、「市民の求める情報」を「市民の立場に立って」提供するように、広報への市民の関与を高めていくことが求められる。 また、情報内容のひとつとして、あらゆる施策や事務事象の進行過程が企画立案の段階から市民に公表されるとともに、その各段階において取り組まれる市民参加の機会に関する情報など、市民参加を促進する観点からの積極的な情報提供が不可欠である。	市民参加情報カレンダーの提供（総合企画局） 概要 「京都市市民参加情報カレンダー」として平成15年8月から運用を開始 市が主催、共催又は後援等を行い、市民の参加が求められる事業で、市が事務局となっているもの及び市長が特に認めるものの情報提供をしている。また、京都市のホームページである「京都市情報館」トップページに、「市民参加情報カレンダー」という入口ボタンを設けており、市民に閲覧していただきやすいように工夫するとともに、市民参加情報が月ごとに一覧で表示され、個々の事業名をクリックすれば詳細が表示されるようにしている。 更に、検索機能を設けて、「審議会開催」「委員公募」「パブリック・コメント」などの分野別検索やキーワード検索で、知りたい情報を得られやすくしている。 ＜提供する情報＞ （1）審議会等の開催情報 （2）審議会等委員の市民公募情報 （3）パブリック・コメントの実施情報 （4）シンポジウムやワークショップ、まちづくり活動等の情報 （5）その他の市民活動情報 実施状況 15年度 アクセス数 8,367件 情報掲載件数 325件 16年度 アクセス数 11,328件 情報掲載件数 325件（1月20日現在）	「市民参加情報カレンダー」については、徐々に市内にも浸透してきておりアクセス数も多く運用は順調であるといえる。今後も情報の掲載漏れ等がないよう、留意し、市民に迅速な情報提供を行えるよう運用していく。
48	情報共有への取組	市民の身近な区役所・支所における市政情報コーナーの設置 <b>未着手</b>	市民の身近にある区役所・支所などに、京都市基本計画や分野別の計画、市の予算や決算、事務事業概要など市政の動きの分かる資料を常備するとともに市ホームページに接続しているパソコンを配備し、いつでも市民が情報を得られるように取り組みます。 〔取組目標〕 各区・支所において平成17年度までに、整備する方向で検討します。	市民が行政情報に親しみ、その活用を図るには、現在のように市役所本庁の一箇所のみではなく、地域に密着した区役所においても、情報へのアクセスや情報公開請求ができるようなシステムの検討が望まれる。また、各区役所などに、行政資料や行政情報をそろえ、閲覧、貸出し、コピーサービスなど、積極的な情報提供に努める必要がある。	区政改革に向けた今後の取組（文化市民局） 市民が行政情報に親しみ、その活用を図るには、現在のように市役所本庁の一箇所のみではなく、地域に密着した区役所においても、情報へのアクセスや情報公開請求ができるようなシステムの検討が望まれる。また、各区役所などに、行政資料や行政情報をそろえ、閲覧、貸出し、コピーサービスなど、積極的な情報提供に努める必要がある。	「京都市における行政区制度のあり方について」（平成16年3月、京都市行政区制度検討調査会）において、区民と区役所の連携・協働によるまちづくりを推進する制度・仕組みとして、行政区のまちづくりに関する情報発信・情報提供・情報公開の必要性が定められている。この提言も踏まえ、今後、具体的な内容を検討する。

計画番号	体系	項目名	市民参加推進計画の内容	市民参加推進懇話会からの提言の内容	取組状況	評価
49	情報共有への取組	市民しんぶんの企画の充実と制作への参加  <b>着手済</b>	市民しんぶんは全戸に配布されるため、市民が知りたい情報、市役所がぜひ市民に知って欲しい情報を確実に提供できるという効果があります。 市民しんぶんが市民と情報共有を図る手段として一層効果的に活用されるために、市政課題について市民が考えるきっかけづくりとなる企画など、引き続き多彩な紙面づくりを進めます。 また、現在の「お京のコーナー」のような取材を加え、記事の企画提案等に市民がより多く関わる紙面づくりや、紙面評価などの仕組みも検討します。 〔取組目標〕 平成14年度から検討を始めます。	情報技術の進展に適応できないひとびとの情報格差（デジタルデバイド）などの課題への対応を図るとともに、これまでの行政情報の提供手段の充実も必要である。市民しんぶんは市民が行政情報得る上でもっとも活用されているメディアであり、市民が市政について考えるきっかけとなる企画を一層充実させるなど、市民と情報共有を図る重要なツールとして、よりわかりやすく、興味を持ってもらえるよう一層の活用を図っていくことが求められる。また、編集や記事作成への参加など、市民が積極的に関わる機会を用意することにより、行政情報への市民の関心を引き出すことにもつながる。	市民しんぶんにおける「市民参加の窓」コーナーの新設等、企画の充実（総合企画局広報課） 平成15年9月1日号から市民しんぶんの紙面を刷新し、より読みやすく、親しみやすい紙面づくりを図っており、その一環として、「市民参加の窓」コーナーを新設し、市民参加に関する情報をまとめて掲載することで、市民の市民参加に対する意識の高揚に努めている。 また、機会あるごとに市民レポーターに登場してもらうことで、市民の声を生かした市政情報の提供を進めている。 その他、市民参加に係る事業について特集を組むなど、積極的な情報提供を行っている。	市民との情報共有を図る重要なツールとして、また、市政への市民参加を促進する手法のひとつとして、今後とも引き続き、市民レポーターをはじめとした市民参加型企画の充実を図っていく。
					市民しんぶん区民版モニター制度（南区役所） 市民しんぶん南区版 平成16年6月15日号で区民モニターを募集。7名の区民モニターを設置し、毎月、市民しんぶん南区版に対する評価を記す「モニター報告」の提出をいただいている。	モニターからは、毎回、貴重な意見をもらい、市民しんぶん南区版に活用している。平成17年度も引き続き、モニター制度を継続する。
50	情報共有への取組	市役所出前トークの実施  <b>完了</b>	地域で関心の高い施策・事業などを市民によく知ってもらうために、市民の求めに応じて担当職員が直接地域に出向いて説明する市役所出前トークを実施します。 〔取組目標〕 14年度において実施要領の検討及び試行を行い、16年度の実施を目指します。	行政情報の提供や施策への市民の理解が図られるよう、市職員が出向き、市民の求めるテーマに沿った説明と意見交換を行う「市役所出前トーク」の実施などが求められる。市職員が市民の目線で施策に必要なさまざまな情報を収集することにつながるとともに、市民と市職員の接点を増やすことにより、信頼を深めていく意義があるものと考えられる。	京都市政出前トークの実施（総合企画局） 概要 「京都市政出前トーク」として平成15年度から実施。 市民の皆さんの関心の高い施策・事業やまちづくりについて、あらかじめ設定した多様なテーマ（14分野188テーマ）の中から、聞きたいテーマを選んで申し込んでいただき、テーマ所管課の担当職員が出向いて説明する。 実施期間 平成15年12月～16年2月、平成16年6月～17年2月 実施状況 15年度 13件 16年度 115件 実施結果 出講者に参加者の反応について「好評・普通・不評」の3区分で評価してもらったところ、好評が80%、普通が20%だった。 また、参加者アンケートでは、「わかりやすい説明でよく理解できた」「市の取組や現状を聞いてよかった」などの回答が多く、概ね好評である一方、「内容が専門的であり理解しがたいところがあった」などの意見も多少見られた。	市職員の話を身近な場所で直接聞けることについて、参加者からは好評を得ている。 また、市職員のプレゼンテーション能力の向上を図る観点からも、今後とも積極的にPRし、利用拡大に努めていく。
51	情報公開制度の充実	公文書公開請求におけるIT（情報通信技術）の活用  <b>着手済</b>	現在、行政の各種の申請に、ファクシミリやEメールの活用が可能になってきます。 公文書公開制度においても、ファクシミリやEメールを活用した請求について、請求者の利便を図るため、検討を進めます。 〔取組目標〕 実現に向けて平成14年から検討します。	ファックスや電子メールなどの新しいアクセス手法についても情報を求める市民の便宜が図られるよう適切な対応が求められる。市のホームページと情報公開の請求を結合させるなどの工夫も検討されて良い。	公文書公開請求書様式のホームページからのダウンロード・サービス（総務局） 平成15年11月から、請求者の利便性の向上を図るため、公文書公開請求書の様式を市のホームページからダウンロードできるように改善した。	平成15年11月以降、提出のあった公文書公開請求書のうち、約13%が市のホームページからダウンロードしたものとなっており、請求者の利便性の向上が図れていると考えている。 今後は、現在開発中の新文書管理システムの中の情報公開支援システムにおいて、インターネットを利用して公文書の検索及び公文書公開請求書の提出ができるよう検討を行う。
52	情報公開制度の充実	外郭団体における情報公開の促進  <b>着手済</b>	十分な市民参加を進めていくためには、市の行政組織だけでなく、外郭団体においても情報公開を推進する必要があります。 本市では、平成4年2月の公文書公開条例の施行に際し、本市が100%出資している団体（全額出資団体）に対して、情報公開のための手続規程を定めるよう求めてきました。 また、平成12年3月に策定した外郭団体再整備計画においても、全額出資団体に対して、平成14年度内に情報公開規程を整備するよう求めているところです。 〔取組目標〕 引き続き、本市が出資する団体における情報公開を促進していきます。	市政に関わる行政組織の全てが情報を公開するよう制度の拡大を図る必要がある。外郭団体などについても法律上、別人格であるなどの制約もあるが、情報公開を求められるよう制度化されることが望まれる。	外郭団体における情報公開の促進（総務局） 従来、本市が100%出資している団体を対象に、情報公開の手続規程を定めるよう指導を行ってきたが、出資団体については、市政と極めて関わりの深い事業の実施を通じて、市政の一翼を担っているため、その諸活動に対して、市民の関心が高まってきており、各団体の情報公開に対する養成が一段と強くなっていることから、平成14年に施行された京都市情報公開条例において、本市の出資率が25%以上で、かつ本市の出資割合が単独で最大のものまで対象を拡大することとした。対象となる41団体のうち、40団体において規程が整備されている。	残る1団体についても、情報公開のための手続規程を整備するよう指導に努める。